

第105回定例会

# 南部町議会会議録

令和3年11月29日 開会

令和3年12月1日 閉会

南部町議会



## 第105回南部町議会 定例会会議録目次

### 第 1 号 (11月29日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	5
○議案第100号及び議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○陳情第3号の上程、委員会付託	12
○散会の宣言	12

### 第 2 号 (11月30日)

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	13
○出席議員	13
○欠席議員	14
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	14
○職務のため出席した者の職氏名	14
○開議の宣告	15

○一般質問	1 5
中 舘 文 雄 君	1 5
山 田 賢 司 君	2 7
工 藤 愛 君	3 6
川守田 稔 君	4 7
○散会の宣告	4 7

### 第 3 号 (12月1日)

○議事日程	4 9
○本日の会議に付した事件	4 9
○出席議員	4 9
○欠席議員	5 0
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 0
○職務のため出席した者の職氏名	5 0
○開議の宣告	5 1
○議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 1
○議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
○議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6
○議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
○議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
○議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
○議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
○議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
○議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
○議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 7
○議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 1
○常任委員会報告	8 3

○委員会の閉会中の継続調査及び審査の件	8 3
○日程の追加	8 3
○町長追加提出議案提案理由の説明	8 4
○議案第114号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
○閉会の宣告	8 6
○署名議員	9 1



令和3年11月29日（月曜日）

第105回南部町議会定例会会議録

（第1号）



## 第105回南部町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和3年11月29日（月）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 報告第100号 南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 第 6 報告第101号 南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 発議第 2号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について
- 第 8 陳情第 3号 加齢性難聴者の補聴器購入への公的補助制度創設を求める陳情

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（16名）

1番	工藤 愛 君	2番	松本 啓吾 君
3番	久保利 樹 君	4番	夏堀 嘉一郎 君
5番	坂本 典男 君	6番	滝田 勉 君
7番	西野 耕太郎 君	8番	山田 賢司 君
9番	八木田 憲司 君	10番	中舘 文雄 君
11番	工藤 正孝 君	12番	夏堀 文孝 君
13番	沼畑 俊一 君	14番	根市 勲 君
15番	馬場 又彦 君	16番	川守田 稔 君

### 欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤 祐直 君	副 町 長	佐々木 俊昭 君
総務課参事	久保田 敏彦 君	企画財政課参事	金野 貢 君
交流推進課長	松原 浩紀 君	税務課長	下井田 耕一 君
住民生活課長	石橋 一史 君	福祉介護課長	戸室 正樹 君
健康子ども課長	野月 正治 君	農林課参事	東野 成人 君
商工観光課長	北上 隆広 君	建設課長	松橋 悟 君
会計管理者	藤嶋 健悦 君	医療センター事務長	岩間 雅之 君
市場 長	馬場 均 君	教育 長	高橋 力也 君
学務課課長補佐	坂本 康浩 君	社会教育課参事	佐々木 高弘 君
農業委員会事務局長	夏堀 勝徳 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	舘崎 あつ子	班 長	小林 京子
総括主査	坂本 裕昭		

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第105回南部町議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。  
議事日程はお手元に配付のとおりです。

(午前10時00分)

---

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（夏堀文孝君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、馬場又彦君。

(議会運営委員会委員長 馬場又彦君 登壇)

○議会運営委員会委員長（馬場又彦君） おはようございます。

去る11月19日、議会運営委員会を開催し、第105回定例会の運営について協議しましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が条例などの制定など6件、工事請負契約の締結1件、令和3年度補正予算7件、発議1件であります。その他の案件として、常任委員会報告などがあります。

一般質問は4名から通告があり「一般質問通告一覧表」のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日、11月29日から12月1日までの3日間としました。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（夏堀文孝君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、5番坂本典男君、6番滝田勉君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（夏堀文孝君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、11月29日から12月1日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から12月1日までの3日間に決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（夏堀文孝君） 日程第3「諸般の報告」をします。

諸般の報告については、配布のとおりです。朗読は省略します。

本定例会の上程は、町長提出の案件が、条例の制定など6件、工事請負契約の締結1件、補正予算7件、議会関係の案件1件、ほかに陳情1件、常任委員会報告などがあります。日程によりそれぞれ議題とします。

---

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（夏堀文孝君） 日程第4「町長提出議案提案理由の説明」を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第105回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

議案の説明の前に町政の諸般の概要についてご報告申し上げます。

まずは、青森県内において、新規感染者数がゼロの日が続くなど、落ち着きを見せている新型コロナウイルス感染症関連ですが、当町のワクチン接種2回目の接種率は、11月27日現在で90%を超えており、接種を希望されるほぼ全員の接種が完了したものと想定しているところであります。

また、12月上旬には医療従事者を対象とする3回目の追加接種を開始することとしており、さらに、年明けには65歳以上の方々から2回目の接種時期の早い順に追加接種を進めていくこととしております。

これまでと同様に、町内の医療機関等、関係者の皆様のご協力と、議員各位並びに町民各位のご理解をいただきながら、引き続き安全確保を第一義に追加接種の早期完了を目指してまいりたいと考えているところであります。

次に、10月8日の臨時議会において補正予算をご議決いただきました、町独自の新型コロナウイルス対策支援事業である「米価下落緊急対策支援金給付事業」についてであります。11月25日現在で、申請のありました441件の農家に給付を行い、面積ベースでの給付割合は86.1%であります。

明日、11月30日が申請期限でありますから、12月中旬までには申請者全員への給付を完了する予定であり、生産農家の皆様には来年度以降の生産意欲の増進と、経営の安定につなげていただ

くことを期待するものであります。

また、低所得者等の生活応援を目的とした「特別プレミアム商品券」につきましては、住民税非課税世帯への交付を完了し、現在はアルバイト等の非正規雇用者向けの申請の受付、交付を行っているところであります。

一般向け特別プレミアム商品券につきましては、11月6日からのわずか3日間で、販売総数の3万セットを完売したところであります。県内でも随一の高さを誇る50%のプレミアム率に多くの皆様が魅力を感じ、また、新型コロナの影響により落ち込んだ町内の消費活性化を図ろうとする施策に共感しご購入いただいたものと実感しているところであり、当町の経済回復の着実な進展に対するご協力に対し、心から感謝を申し上げる次第であります。

この後は、町外に在住する南部町出身の大学生等に対する応援プロジェクト「ふるさと南部からのエール便」の12月8日の発送をもちまして、今年度に予定しております一連の町独自の新型コロナウイルス対策支援事業は完了となりますが、国の経済対策に対応する18歳以下の子どもに対する給付金について、当町は独自に、所得制限を設けずすべての子どもたちを対象に給付したいと考え、本定例会の一般会計補正予算に計上させていただきましたので、「子育てに優しい町 南部町」をさらに推進するため、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

引き続き町内の状況を注視し、議員各位のご意見を伺いながら、適時的確な対策を講じてまいり所存でありますので、ご指導、ご協力をお願い申し上げます。

次に、今年の農作物の生育状況についてであります。今春の凍霜害による影響が心配されましたが、その後は天候に恵まれ、「水稻」「果樹」「野菜」とともに、平年並みの作柄となっております。特に「りんご」については、平年にくらべ高値で取り引きされている状況であります。

昨年はコロナ禍の影響で自粛を余儀なくされておりました収穫の秋を彩るイベントですが、今年は、11月20日、21日の両日「ふくちジャックドセンター大収穫祭」を、また、23日には「なんぶふるさと物産館即売会」が開催されました。

各イベントとも野菜や果物など、当町自慢の特産品を買い求める来場客で大変盛況であったと伺っております。

また、先週21日には、新型コロナの感染対策を万全に、料理家の栗原心平氏を特別ゲストに迎え、2年ぶりに「あおり鍋自慢」を開催いたしました。

県内外から21種類の自慢の鍋が集結し、会場となったふるさと運動公園陸上競技場周辺は、併催する「南部町農産物フェア」との相乗効果により、町内外から五千人の来場者で賑わいを見せました。

今回は、毎年、アンコウ鍋を出展し、ご好評をいただいております風間浦村が、8月の豪雨災害で甚大な被害を受け参加を見合わせたことから、村全域の完全復旧を支援するため、会場において募金活動を行い、災害支援イベントの側面も持たせて開催したところであります。先行して行いました町職員の募金と合わせまして、後日、風間浦村にお届けする予定としております。

このように、様々な話題を提供しながら、引き続き、「鍋条例の町 南部町」を町内外にPRしてまいりたいと考えております。

さて、今年の秋の叙勲では、小笠原博氏が学校保健功労で瑞宝双光章の、また、岡本信春氏が消防功労で瑞宝単光章の受章の栄に浴されました。それぞれの分野における長年にわたるご尽力のたまものであり、心からお祝いを申し上げます。

11月10日には、第2次岸田内閣が発足しました。

新型コロナ対応をはじめ、外交、安全保障、格差是正のほか、我々、地方の活性化など、極めて多岐にわたる我が国の課題の解決に向けて、岸田総理が掲げる国民との車座対話を通じて、その手腕を発揮いただけるものと期待を寄せるものであります。

私もまた、当町を取り巻く様々な環境の変化に目を配り、そして、町民の皆様とのキャッチボール対話を通じて課題解決のため施策を展開し、南部町の町民であることに誇りを持っていただけるまちづくりをさらに前進させてまいりたいと考えておりますので、議員各位並びに町民各位のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります、条例の制定等6件、工事請負契約の締結について1件、令和3年度一般会計及び各特別会計の補正予算案が7件の、合わせて14件でございます。

順にご説明を申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず初めに、議案第100号「南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び、議案第101号「南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合について、県の改正に準じて改めるとともに、青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に準じて、職員の期末手当の支給割合を改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第102号「南部町国際交流促進住宅条例の制定について」であります、国際交流事業及び移住・定住事業の促進にあたり、外国人留学生等が生活拠点施設として使用する旧医師住宅を「南部町国際交流促進住宅」と定め、その管理運用について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第103号「南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。特殊勤務手当の種類に「感染症防疫」及び「家畜伝染病防疫」を追加するとともに、その支給要件を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第104号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法等の改正に伴い、子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児に係る被保険者均等割額を軽減割合に応じて減額するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第105号「南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金等の総額は据え置くものの、その内訳を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第106号「工事請負契約の締結について」であります。あかね浄化センター土木工事の工事請負契約の締結について、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第107号「令和3年度南部町一般会計補正予算（第4号）」であります。国の経済対策に対応する困窮世帯向け給付金の給付に要する経費として2億6,382万5,000円を、同じく、18歳以下のすべての子どもに対する給付金の給付に要する経費として1億1,162万9,000円を計上するほか、昨今の原油価格高騰による影響を緩和し、志望校合格を応援するため、受験生世帯の灯油購入支援給付金の給付に要する経費として1,017万1,000円を計上するなど、歳入歳出予算の総額に4億4,633万9,000円を追加し、予算の総額を112億8,422万円とするものであります。

次に、議案第108号「令和3年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）」であります。会計年度任用職員の人件費を減額することとし、歳入歳出予算の総額から70万円を減額し、予算の総額を8,517万1,000円とするものであります。

次に、議案第109号「令和3年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」であります。令和2年度分の保険給付費等交付金の返還金の確定に伴い、それを支払うため、歳入歳出予算の総額に373万8,000円を追加し、予算の総額を22億6,816万6,000円とするものであります。

次に、議案第110号「令和3年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）」であります。世界的な半導体不足により、更新を予定していたシステム機器の納入が年度内に見込めないことから、更新関連費用を減額するなど、歳入歳出予算の総額から919万1,000円を減額し、予算の総額を29億8,023万6,000円とするものであります。

次に、議案第111号「令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」でありま

すが、広域連合に納付する保険料負担金の確定に伴う増額に対応するため、歳入歳出予算の総額に822万4,000円を追加し、予算の総額を2億6,239万9,000円とするものであります。

次に、議案第112号「令和3年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）」であります。収益的収支における、新型コロナウイルス感染症対策のための特殊勤務手当などの給与費及び院内修繕に係る費用として、収益的収入及び支出予定額の総額に2,227万7,000円を追加し、収益的収入予定額及び収益的支出予定額の総額を12億1,014万9,000円とするものであります。

次に、議案第113号「令和3年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）」であります。歳出予算の組替えを行うものであり、予算の総額に変更はありません。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何とぞ原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

なお、会期中に「南部町大字下名久井字田端外17字財産区管理委員会委員の選任」についての人事案件を追加提案させていただき予定しておりますので、付け加えさせていただき、提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

---

◎議案第100号及び議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） お諮りします。

日程第5、議案第100号「南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第6、議案第101号「南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の議案2件を、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第100号及び議案第101号の議案2件を一括議題とすることに決定しました。本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） それでは、説明資料の3ページをお開き願います。

議案第100号と議案第101号を併せてご説明いたします。

議案第100号「南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

趣旨でございますが、青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に併せ、青森県特別職の期末手当の支給割合が見直されることになったため、県に準じて、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるもので、今年度は12月の期末手当の支給割合を0.05月分引下げ、来年度は年間の支給割合を0.05月分引き下げたままとして、6月と12月を同じ支給割合にするものであります。

次に、説明資料の4ページをお開き願います。

議案第101号「南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

議案第100号と同様に、職員の期末手当の支給割合を、今年度は12月の期末手当の支給割合を0.05月分引下げ、来年度からは6月と12月を同じ支給割合にするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第100号及び議案第101号の議案2件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定する

ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第100号及び議案第101号の議案2件は原案のとおり可決されました。

---

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第7、発議第2号「南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について提出者の説明を求めます。沼畑俊一君。

(13番 沼畑俊一君 登壇)

○13番(沼畑俊一君) ただいま議題に供されました発議第2号「南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由をご説明いたします。

現在、新型コロナウイルス感染症の新規感染者は全国的に減少しており、経済活動の回復に期待しているところであります。

しかし、長きにわたる新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響から自粛ムードが続き、地域経済はいまだ低迷している状況にあります。

このようなことから、各種経済対策事業の財源として少しでも活用できるよう、議員の期末手当の支給割合を12月期において0.05月分を減額し、1.525月分とするものです。

なお、令和4年度からは支給割合を平準化し、6月期、12月期とも1.55月分とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

お諮りします。本案については、質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認め、直ちに採決することにします。

発議第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎陳情第3号の上程、委員会付託

○議長(夏堀文孝君) 日程第8、陳情第3号を議題とします。

本日までに受理した陳情1件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配布しました  
請願(陳情)文書表のとおり所管の常任委員会に審査を付託しましたので、ご報告いたします。

なお、教育民生常任委員会は、本日、本会議終了後に開催します。

---

◎散会の宣告

○議長(夏堀文孝君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、11月30日午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

(午前10時29分)

令和3年11月30日（火曜日）

第105回南部町議会定例会会議録

（第2号）



## 第105回南部町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和3年11月30日（火）午前10時開議

#### 第 1 一般質問

10番 中 舘 文 雄

1. 南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みと、今日までの成果と状況について

8番 山 田 賢 司

1. ワクチン接種と検査を活用した経済の回復について
2. ワクチンの3回目の接種について

1番 工 藤 愛

1. 南部地区町営住宅の建設予定について
2. 自助力を高める高齢者入浴施設利用の拡大について

16番 川守田 稔

1. プレミアム商品券事業の経済効果について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 出席議員（16名）

1番	工 藤 愛 君	2番	松 本 啓 吾 君
3番	久 保 利 樹 君	4番	夏 堀 嘉一郎 君
5番	坂 本 典 男 君	6番	滝 田 勉 君
7番	西 野 耕太郎 君	8番	山 田 賢 司 君
9番	八木田 憲 司 君	10番	中 舘 文 雄 君
11番	工 藤 正 孝 君	12番	夏 堀 文 孝 君
13番	沼 畑 俊 一 君	14番	根 市 勲 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤 祐直 君	副 町 長	佐々木 俊昭 君
総務課参事	久保田 敏彦 君	企画財政課参事	金野 貢 君
交流推進課長	松原 浩紀 君	税務課長	下井田 耕一 君
住民生活課長	石橋 一史 君	福祉介護課長	戸室 正樹 君
健康こども課長	野月 正治 君	農林課参事	東野 成人 君
商工観光課長	北上 隆広 君	建設課長	松橋 悟 君
会計管理者	藤嶋 健悦 君	医療センター事務長	岩間 雅之 君
市場 長	馬場 均 君	教 育 長	高橋 力也 君
学務課課長補佐	坂本 康浩 君	社会教育課参事	佐々木 高弘 君
農業委員会事務局長	夏堀 勝徳 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	舘崎 あつ子	班 長	小林 京子
総括主査	坂本 裕昭		

---

◎開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第105回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

(午前10時01分)

---

◎一般質問

○議長（夏堀文孝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。また、通告外の質問は行わないようお願いします。

これより通告順に従って順次発言を許します。

10番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

(10番 中舘文雄君 登壇)

○10番（中舘文雄君） 本日は田子町議会の皆さんが傍聴されており、いつもと違った緊張感を持っての質問となりました。後ろから鋭い視線を感じながらの質問でございますので、時々言葉が飛ぶかもしれませんが、よろしく願いいたします。

私は今定例会に臨むに当たり、現在進められておる第二次南部町総合振興計画の下、具体的な課題に対して取り組んでいる総合戦略について、来年度で前半の5年を迎えるに当たり、今日までの成果と状況について質問するものであります。

総合戦略は、創生総合戦略に加えて人口ビジョンをベースに、人口推移と人口減少から生じる経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組み、南部町の未来を描くため策定されたものであり、本町では4つの重点プロジェクトを掲げております。

施策の1点目は活力に満ちた産業振興プロジェクト、2点目はちいき子育て支援プロジェク

ト、3点目は魅力ある達者村体験交流滞在型観光プロジェクト、4点目はいつまでも住みたいまちプロジェクトであります。

それぞれに主な施策を掲げ政策を展開しているわけですが、実際には効果が上がっているもの、または予想したより実態が伴わなかったものもあります。特に、交流人口に期待した魅力ある達者村プロジェクトは、コロナ禍により当町ばかりではなく全国的にも大きなダメージを受けていると思います。このような有事のときの対策など課題は多いと思いますが、全体的な取組の中で成果も上がっている施策もあります。計画の途中であります、今日までの取組等を踏まえて次のことを質問いたします。

1点目は、総合戦略の中で今日までの取組と具体的成果についてお尋ねいたします。

2点目は、個別プロジェクトの一つである産業振興プロジェクトに掲げた主な施策の取組と成果についてお尋ねいたします。

3点目は、未利用町有地や空き施設活用の検討のため、検討委員会等の設置が有意義だと思えますが、検討する考えがないのかお尋ねいたします。

それぞれのプロジェクトでは主な施策を上げ、また具体的に個別に取り組むべき政策を明示しておりますので、それらの成果と今日までの状況をお尋ねするものであります。

社会情勢の変化により取り組むべき新たな課題もあると思います。そうした課題を解決しながら南部町の未来を描くために重要な問題だと思いますので、町長並びに関係者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中館文雄議員にお答えの前に、まずは、今日は田子町町議会議員の皆様が傍聴に来ていただきました。心から歓迎を申し上げます。また、同じ三戸郡近隣町村ということで、様々な事業も一緒に取組をさせていただいているわけございまして、心から感謝を申し上げますし、特に昨年から3町のスタンプラリー、田子町さん、三戸町さん、当町3町で行っているわけございませけれども、個人的に先週の日曜日、私も家内と田子町さんのほうにお昼を食べに行きまして、スタンプをしっかりと押させていただきました。このように3町を必ず歩かなければならないという、非常に交流が深まるものだと思っておりますので、今後ともまた田子町議員の皆様方からもご指導いただきながら、この三戸郡、また

三戸地区、盛り上がっていくようになればいいなと思っています。

今日は、何かお土産のほうまでいただいているというふうにお聞きをいたしました。本当にありがとうございます。田子町町議会議員の皆様のますますのご活躍と、そしてまた田子町のご発展を心からお祈り申し上げたいと思います。

それでは、中舘文雄議員にお答えを申し上げます。

南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、今日までの取組と具体的な成果についてのご質問であります。当町の第2期総合戦略は令和2年度から6年度までの5か年を計画期間とし、令和2年3月に策定したものであります。継続を力にするという国の方針を踏まえ、第1期計画で定めた4つの基本目標を維持し、基本目標や施策の基本的方向を実現するため、各分野において様々な事業を展開し取り組んできました。

これまでの具体的な成果については、チェリータウン桜場宅地分譲事業により140人が入居する予定で、このうち転入者は76人となっております。また、空き家等利活用促進事業補助金などにより、平成30年度から今年度の11月1日までに空き家バンクが25件、空き地バンクが36件登録されており、このうち21件が売買、賃貸で利用されております。なお、チェリータウン桜場宅地分譲事業については、平成31年4月の予約受付から約2年間で完売となっておりますが、これも単に価格が安価であったというわけではなく、30代以下の購入者が39件中33件、主に子育て世代の方から購入いただいていることから、ちいき子育てプロジェクトに掲げている充実した子育て支援を行ってきた成果であると考えております。

このほかにも総合戦略の策定により、町単独事業費の特別交付税算入や補助率のかさ上げなど、財源確保の一端も担っているところであり、これらの成果については毎年有識者会議を開催し、ご意見をいただいているところであります。

次に、産業振興プロジェクトに掲げた主な施策の取組と成果についてであります。基本目標に掲げている基幹産業である農業を中心に、若者の活躍の場を創造し産業振興を図ることを推進していくため、農業については農業所得収益性の向上、担い手の育成などを施策に掲げ、新規就農者への支援やジュノハート、達者米などのブランド化に取り組んでいるところであります。数値目標としている新規就農者数については、新規就農相談の随時受付のほか新規就農者へのサポートも行っていることから、令和6年度の目標値69人に対し、令和2年度実績で62人と順調に推移しております。

また、商工業につきましては、町内の商工業の活性化を図るため買物支援事業や創業支援事業により、起業支援策の充実、起業者の育成・強化の推進などに取り組んでおり、重要業績評価指

数の新規開業事務所数は令和6年度の目標値33事業所に対し、令和2年度実績で25事業所と、こちらもおおむね順調に推移しております。なお、昨年度において町独自のコロナ対策として、新規創業への補助を含む商工業コロナ対策補助金を創設したことにより、コロナ禍にもかかわらず10件の新規創業者があり、起業者の育成、強化をさらに推進することができたものと考えております。

次に、未利用町有地の空き施設活用の検討のため、検討委員会等の設置を検討する考えはないかについてであります。まず未利用地の空き施設の保有状況ですが、未利用地は旧鳥舌内小学校跡地など、空き施設は旧小松沢集会所を保有している状況となっております。未利用地や空き施設は可能な限り有効活用を図ることとし、活用できない財産については売却を進めております。

他事業への有効活用の事例としましては、旧名川病院健診棟を国際交流センターとして活用し、旧福地村学校給食共同調理場跡地はあかね浄化センター用地として活用しております。また、未利用地の売却については、令和3年度において旧杉沢児童館跡地、旧福地4分団屯所跡地の売却を行っております。

今後も担当課をはじめ庁内関係課において、未利用地や空き施設の売却、または他事業への有効活用の検討を行い、その過程の中で検討委員会等の設置については適時判断していきたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありますか。中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） ただいまの町長の答弁の中にも実績を上げてきたもの、これは私自身も見ておりますので理解できます。ただ、私がどうしても心配になりますのは、昨年ですか、これは特に産業プロジェクトのほうですけれども、農業に関わる問題で昨年人・農地プランということで、農林課のほうで町内の実際の農業後継者または高齢化によって占められているのに、どうしてもまだまだ行政としてもっともっと深くいく必要があるだろうという思いから、このところについてもう一度お聞きします。

今現在、少子高齢化また後継者不足、農業離れといいますか、労働力不足、いろいろな課題があります。特に、昨年実施したアンケート、これは私の手元にあるのは名川地区ですけれども、63%の方が後継者はいないという答弁をしています。63%出てます。後継者がいない。あと5年ぐらいは自分で何とかしますけれども、その後については自分でも分からないというような答弁

のアンケートがまとめられておりました。ですから、この農業後継者不足に対して行政でもっといろいろな角度から、専門家の意見を聞くとか、そういう形の研修、また各種団体との協議会、そういうものももうちょっと進めていく必要があるだろうという思いから、この辺について担当課のほうで、この点についてはこういう方法で解決を図っていくというものがあればお聞きしたいと思います。

それから、ちいき子育てプロジェクトのほうで、さっき町長言われましたように、子育てに対する、また若者に対する政策は相当進んでいると私も認識しております。チェリータウンのこともそうですけれども、そのほかにもいろいろな町としての支援、政策等がいろいろな形でなされていると分かりますけれども、その中で南部町の未来をつくる人材の育成を推進するという項目が確かプロジェクトの中にはあったと思います。

私、以前に聖寿寺の館跡の検討委員会の委員として出たときに、あそこのガイド者を募りたい、つくりたいということで、そのとき私が地元の子供たちもガイド員として活躍できる場を設けるべきじゃないかという話を提案したんですけれども、実際には大人だけを募集した中では子供たちの応募がなかったものですから実施しておりませんけれども、例えば地元の歴史、文化というものをもっともっと小さいときから育成しておく。また、覚えておいてもらうという、私は大事なことのひとつだと思っています。ですからできれば、一戸ではもう実際に小学生がガイドとして活躍し、来客者に対して説明をしております。ですから、小さいときから町名にもなっていますこの南部というこの地名を、小さいときから身にたたき込んでおいてもらうということも、将来私は必ず人材として町のためになるだろうと思いますので、ぜひ私、前に農学校の校長先生にも農学校の生徒にもこうした歴史その他に興味を持って、ガイドとして活躍してくれる人はどうでしょうと聞いたら、いや、あると思いますよと。やっぱり自分の住んだ町、生まれた町に対して愛着を持っている、そういう子供たちの活躍する場を与えてもらえるのであれば、先生方にもそういう話をしてぜひ参加しながらそういうガイド活動、また南部町の歴史、文化というものを理解してもらおう。子供たちのときからそういうものが必要だろうということで、そのとき校長先生もし正式に要請があれば、先生方を通じて生徒にもそういう働きかけもしたいという話もされたことがあります。

ですから、ぜひこれは担当課のほうにお聞きしますけれども、今現在大人の方が何十名かガイドとして参画しておりますけれども、ぜひ未来をつくる人材を確保するためには、子供たちにも活躍の場を与える機会をぜひつくっていくべきだと思いますけれども、その辺についてお考えがあればお聞きします。

それから、4つ目に挙げている、このいつまでも住みたいまちプロジェクトの中にもありますけれども、地域力を高めていくということで町では何年前ですか、27年、28年頃ですか、地域担当職員制度というのがつくられました。ただ、実際に私、こうして見てますと、スタートのときにはそれぞれ活躍といいますか、活動はできていたと思いますけれども、どうしても尻すぼみになったような気がしております。私たち議会にも、私、催促して新たな事業の名簿等はもらいましたけれども、議会にも今年度はこういう方々がこの地域の担当ですという資料も配られておりません。ですから、この辺はやはり制度として町でつくった以上は、やはりそういう制度を徹底しながら地域のいろいろな活動の中に、そういう職員の方も入っていくのをぜひ生かしていただきたいし、活動を高めていただきたいと思いますけれども、その辺について担当課のほうから考えがあればお聞きします。

それからもう一つ、自主防災組織についても質問いたします。

これもまた町の政策としてこの制度はつくられておりますけれども、どうしてもその組織に任せるといような活動になっています。地域によって、また行政によってはそういう連合会をつくって、もうふだんから1年1回は研修もする、そのための活動もしているというところも知っています。南部町もつくるときには協力する、活動するときには援助するじゃなくして、町としてぜひこの自主防災会というのも町全体の活動として、活動の場を広げていただきたいし、またリーダーには研修もしていただきながら、こういう活動を徹底的にやっていく必要があるだろうと思います。この自主防災組織についても再度担当者のほうから答弁を求めて、またあとはまた後に質問します。よろしくをお願いします。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課参事（東野成人君） それでは、まず初めに、農業における労働力不足についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、労働力不足につきましては、農林課、町でも大変不足しているということで喫緊の課題と捉えております。町での事業の取組状況ですけれども、まず新規就農者につきましては随時受付をしているほか、国の次世代事業、それから町の単独事業におきまして随時サポート体制も、県、農協等を入れましてサポート体制を充実させております。

そのほか人・農地プランにおきましては、まず後継者がいないということで地域ぐるみの活動で、農地中間管理機構等を活用いたしまして農地の集約等に努めているところでございます。

そのほか、今年度、特定地域づくり事業協同組合を設立させまして、国の補助を受けながら農業派遣、労働者につきましては現在4人の派遣事業を、農業者の方々に派遣して事業を活動しているという状況になっております。

そのほか弘前大学と連携をいたしまして、労働力、補助力の何かアイデアがないかということで、連携しながら現在外国人労働を含めた町にとって労働不足を解決する政策について、現在調査研究を連携して行っている状態でございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 社会教育課長。

○社会教育課参事（佐々木高弘君） それでは、中館議員の小中高校生を歴史のガイド等に参加させてはどうかというご質問だと思いますけれども、以前中館議員が委員をしておりました検討委員会のほうで、たしか私、質問を受けたかと思っております。それで、私どもは町内の小中高校生ばかりじゃなく、町外も含めて出前講座もしくは発掘体験、奥州街道のウォークなどを実施しております。ただ、小学生等に関しては結構な回数、発掘体験等実施しておりますので、授業の時間数とか限られているかと思っておりますので、まず今ガイドは十五、六名おるんですけども、今後とも継続的に進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） それでは、私のほうから地域担当職員制度につきましてお答え申し上げます。

中館議員ご指摘のとおり、この制度開始から相当年数たっておりまして、マンネリ化と申すか、そのようになっているのも事実だと思っております。また、昨年来コロナ禍の関係で町内会なども総会開催を控えているということで、担当職員がなかなか町内に入っていけないという状況が続いておりますが、コロナの感染状況も大分改善しておりますので、年明け以降は総会なども開催されていくのではないかとこのように想定しておりますので、職員のほうにも改めてこの制度を周知徹底してまいりたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） それでは、私からは自主防災組織についてお答え申し上げます。

現在、町内では38の自主防災組織がございまして、地域カバー率は84.4%となっております。この自主防災組織につきましても、やはり昨今のコロナの影響で町内会の活動自体がなかなかできない状態でありまして、自主防災のカバー率のほうも横ばいというのが現状でございます。そして、組織時につきましても、設立をするために書類等の作成とかございますので、その点につきましても総務課の担当職員がお手伝いをしたり、その後は発電機でありますとか、ライト等の助成をしているというところでございます。

そして、実際活動がありますと、先ほど議員おっしゃったとおり、活動に対する助成金をお支払いしたり、あるいはその際に防災訓練等がある場合には担当職員がそこに行って、いろいろお手伝いを差し上げたりということをしてございます。

議員ご指摘のとおり、それでもなかなか自分のところで活動ができないという自主防災組織が、つくったけれども活動できない、停止しているというところがあるのは承知してございます。今後につきましては、やはり災害対応のための団体でございますので、基本としては自分たちで活動するということがもちろん基本ではございますが、なかなかそこまでにはいかないところにつきましても、これまでもやっておりますが、さらに働きかけをして、何かあったらぜひ総務課のほうに声をかけていただければ、こちらの担当が行くので、そうするとやり方も全てこちらでご助言もできますという働きかけを強くしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問ありませんか。中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） 次に、今コロナで、自分の日本の中で生産をする、それをつくっていかねばいけないという機運が高まってきております。ですから、ここで企業誘致について質問いたします。

なかなか企業誘致は実現しないということで、私も議員になってもう10年以上たちますけれども、そういう話をしても、そう簡単ではないということは町長からも答弁いただいております。ただ、私ども南部町は果樹の里ということで、一番力を注いでいる中で、ぜひそれに関する企

業誘致といいますか、それはやはり町を挙げて進めるべきだろうと、そういうふうに思います。ですから、企業誘致担当課職員、これは簡単に素人が行って、来てくれませんか、はいというわけにはいかないと思いますけれども、やはりここには人材の強化といいますか、企業誘致を専門にする、そういうポジションもつくって、ぜひ取り組むべきだろうと私は思います。ですから、国内に生産する拠点をつくるというときに、昔はよく大企業でも地方に工場を建て、そういうのがありましたけれども、今はなかなか地方に行っても人が集まらないということでできないと思いますけれども、ただ諦めることは私はしないほうがいいと。ぜひ企業誘致も含めた、そういう担当部署の強化をしながら、いろいろな角度にアンテナを張って、ぜひ足を運んで関係する企業誘致を進めるということは私は大事だと思いますけれども、担当課の考え方をお聞きしたいと思います。

それから、農業に関わるところで、昔から我々地域は秋までは収入に結びつく活動ができますけれども、冬期間、冬の期間で安定した収入を得る、そういうのをいかにしてこの南部町でつくり上げていくかというのは課題だったと思います。これは前、町長もそういう話をして、何とか冬、収入を得られる方法、そういう農業というのをぜひ南部町でも考えられればなという話をちらっとしたことありますけれども、冬期間の収入に向けてのそうした研修、また開発といいますか、そういうものに対しても力を注いでいく必要があるだろうと思いますけれども、その辺についてもし考えがあればお聞きしたいと思います。

それから、さっき言った企業誘致、じゃあ行きましようといっても用地がすぐ確保できなければ企業は待っていることはしないと思いますので、企業誘致するためにはやはりそういう希望があった場合には、この場所で我々に対応しますという場所、さっき私、町有地に施設という話は、私の気持ちはそこにあったんです。ですから、そういうものをいつでも対応できる場所は町としては持っておくべきだろうと。そういうことで、そういう希望がある企業があったときにはぜひここでというところをやっていかなければいけません。

ただ、中央から来る企業はやっぱり交通の便だとか、いろいろなことを考えて、昔トヨタが青森県に自動車工場を持ってこなかったのは、港湾が不整備だということで六ヶ所になった。私は実際にその会社にいたもんですから分かりますけれども、トヨタが六ヶ所に工場を持ってこようと検討を始めた時期がありました。ただ、あそこがまだ六ヶ所は港湾整備が不十分だということで、諦めて九州に工場を持っていった。そういう事例を私は聞いたことがありますから、ですから、やっぱり企業誘致するにはその交通の便、道路整備、その他は一体で進めなければいけませんけれども、やはりそういう用地は持った上で、ここに希望があったときはこの用地を使っ

てもらおうというぐらいの気持ちを持って、余裕を持った政策というのをぜひ進めながらやってもらいたいと思います。

それから、さつき社教課長から、いろいろな事業をやっていることは私も見てます。発掘調査その他分かりますけれども、私が言うのは、子供のときからやっぱり南部町、町の名前になっている南部というのはこの拠点のこの正寿寺跡のここだというのを、やっぱり小さいときから参加して、そこで一戸のやっている子供のインタビューを受けたとき、誇りに思っていると言うんですね。私がこのことをみんなにガイドしながら進めていける、将来もこの町にいてこういうことを自分はやりたいと、子供が実際にインタビューで答えているわけです。ですから、私はもう少し一般的にこうやってますじゃなくして、やはりそれに関わる子供を、そのほかにも学校を通じて地域の勉強はやっている、郷土芸能その他も関わることだと思いますけれども、やはり正寿寺は捨てがたいと思います。正寿寺のこれから町として、農業、観光と含めてあの施設を含めた観光エリアというのを考えていく必要があるだろうと思いますので、ぜひ子供のときからそれに参加する機会をぜひつくっていただきたいということを思います。それについて何か考えがあれば、お聞きしたいと思います。

その点を申し上げて、終わります。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） それでは、先ほど企業誘致に関する人材の強化、そして担当部署の設置ということでございますので、まず総務課からその点についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、議員先ほどおっしゃったとおり、企業誘致の必要性、当然定住対策にとっては働き場というのが大切でございますので、その必要性は十分認識してございます。そのための人材の強化というのも本当に重要だと考えております。

現在、町では働き場をどういうふうにつくるかということで、企業誘致のほかに、先ほどお話ししましたが、基幹産業である農業への就農、そして誘致企業とともに新しい創業起業というような様々な柱を立てて、それに対して様々な施策を持っているところでございます。そのほか住環境の整備、南部町は地理的要因としまして、東北でも屈指の都市であります八戸市に隣接してございます。そこの関係性というのもございますので、そこでチェリータウンをはじめとした住宅政策も行っております。

そのようなものを様々複合的に組み合わせた形で施策を実施していくというのが現在の方針でございます。以前町長から答弁があったとおりに思っております。ですので、現時点におきましては、専門の担当部署を設置するということではなくて、現在の担当課でございます商工観光課のほうで、よりその取組を強化していくということになるというふうに考えております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（北上隆広君） 議員おっしゃるとおり、企業誘致につきまして今総務課長からも答弁ありました、人材の育成、専門性というのは非常に重要だと思っております。現状ではなかなか、例えば用地があったと仮定いたしまして、ここに来てくださいというようなセールスをしていく能力は、まだ実のところございません。ですので、各種研修会等々でそういった人材を育成してまいる必要があると考えております。

あともう1点でございます。用地の選定でございますけれども、業種によりましては地下水が欲しいというところもございまして、地下水が出ないがために企業が断念されたという過去の例もございしますので、そういった水利等々の調査もしながら、用地のほうもこの辺はどうかというような設定も必要であろうと考えております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 農林課長。

○農林課参事（東野成人君） それでは、私のほうからは冬期間の農業についてお答え申し上げます。

まず、冬期間の農業につきましては、収入源がないということで、農家の方々も大変考え深いところがあると思います。国、県等では、冬の農業ということで施策を打ち出しております。内容といたしましては、冬期間ニンニクとハウスの野菜等によって農業の収入源をアップしようというふうな施策で、補助事業等もございまして、ただ、果樹農家等につきましては、品種を変えることによって初期投資が大分かかるということで、農家の方々もなかなか取り組みにくいというふうになっております。

町といたしましても、その施策については興味ある農業者の方々には随時事業の説明を行って

いるところでございます。また、今年発足しました特定地域づくり協同組合の活動にいたしましても、年間を通して農業を続けていけば、国の補助金2分の1達成できるわけですが、どうしても現状の課題といたしましては冬期間農業の活動ができないということで、大変苦慮しております。ただ、組合のほうとしましても、町と一緒にその辺を考えながら、冬の農業をやっている方を組合員に取り入れて、活動を1年間通じて農業に取り組んでいきたいというふうに今現在進んでおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 教育長。

○教育長（高橋力也君） 中館議員、先ほど子供のときから南部町を誇りに思って人材育成をしてほしいというご質問だと思います。それについてお答えします。

皆さんご存じだと思いますけれども、今統合の話が進んでおります。多いところは3校、少ないところは2校統合します。それで、現在、学校教育目標、それから教育課程いわゆるカリキュラムですね、そして生徒指導、交流活動を私のほうからするようにお願いしてあります。

今やはり地区説明会でも保護者の方からあったんですけれども、やはりいじめ、不登校の問題が一番心配されます。ですから、統合する上において、そのことを一番最重要視、そしてバスの輸送ですね、登下校を最優先している状況ですので、もしガイド育成とかになれば、統合後のことになると思いますので、統合した後、それこそ先ほど申しましたいじめ、不登校、そして安全を確保して、そして学校が動き出して、各校の学校の特色として歴史問題とか、正寿寺館のガイドのほうに進めばいいなと思っておりますので、現在早急にはそこまでいけないという状況がありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（夏堀文孝君） これで中館文雄君の質問を終わります。

ここで11時まで休憩します。

（午前10時42分）

○議長（夏堀文孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時58分）

○議長（夏堀文孝君） 一般質問を続けます。

8番、山田賢司君の質問を許します。山田賢司君。

（8番 山田賢司君 登壇）

○8番（山田賢司君） おはようございます。

本日は田子町町議会の議員の方々も傍聴されているところです。私の質問は共有するところがあると思いますので、少し力を込めて質問をさせていただきます。

令和3年も残すところ一月になりました。コロナの感染拡大とオリンピック、10月には衆議院解散総選挙が行われ、自公の連立政権が継続されることになりました。新たに岸田総裁が総理に選ばれ、30兆円規模の補正予算が審議されようとしています。コロナの感染対策、経済回復、困窮する人々への支援等が含まれております。新自由主義を掲げての船出となりました。コロナ禍で疲弊した経済の回復に手腕を発揮してもらいたいと思います。

それでは、私の質問に入ります。

あれほど感染拡大していたコロナも、現在では青森県では感染者数ゼロが数週間続いております。これはワクチンの接種が進み、集団免疫が確立されてきたのではないかと話す専門家もおります。当町でも感染者が確認され、毎日防災無線で町民への注意喚起がされていましたが、現在はほとんど聞きません。住民の間にも安堵の声が聞かれるようになり、少しずつですが動き出してきました。

今まで出されていた行動制限も徐々に解除されてきています。国はワクチン接種と検査を活用したイベント、飲食、旅行等について実証実験をしています。まだどのような仕組みになるのか決まっておりませんが、ワクチンパスポートのような仕組みになると考えられます。しかしながら、多くの人の間では自主的に行動を制限し、活動しているのが実態ではないでしょうか。これは行動制限について明確な広報がなされていないのが一つの要因ではないでしょうか。

規制緩和は自治体ごとに異なり、専門家の間でも違いがあります。町民はどれを守ったらいいのか、どれを参考にすればいいのか分からないのではないのでしょうか。私はそれぞれの意見、制限を検討し、南部町としてのガイドラインを示すべきだと思います。行動は個人の自由ですが、最低限の守るべき事項を示すべきではないのでしょうか。町長のお考えをお聞きします。

2つ目の質問は、3回目のワクチン接種についてであります。

12月から3回目のワクチン接種が始まります。医療関係者から始まりますが、町民の中には接

種後の副作用を気にする人がいると聞きます。その声は前回の接種より多いような気がします。医療センターには抗体検査機器が導入されたとお聞きしました。接種を不安に思う人たちが抗体検査をすることで自分の抗体の量を確認、ワクチン接種の判断材料とすることができるのではないのでしょうか。抗体検査、PCR検査は検査費用の軽減がなされています。抗体検査も軽減措置がなされるのでしょうか。

国は、PCR検査については、無症状の人の検査手数料を無償にする方向で動いております。当町でも、いち早くコロナ関連の検査手数料を無償にしてもいいのではないかと思います。町長のお考えをお聞きします。

南アフリカで新たな変異ウイルスが確認されました。確認されるや否や、各国は入国制限を厳しくしました。また、コロナは安心も油断もできません。先日のテレビで岩手県の状況が放送されていました。国内で感染者ゼロが一番長く続いている県です。忘年会を予定している会社は3割しかありませんでした。経済活動は大勢で飲食することではなく、感染リスクを考えて飲食し、感染者を出さないことで、安心して働ける職場環境や地域環境が大事だと話しているのを聞きました。私はコロナとの共存を考え行動していくことが大事なことだと痛感させられました。答弁を求めます。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、山田賢司議員にお答え申し上げます。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種と検査を活用した経済の回復のために、南部町独自のガイドラインをつくり、町民に周知することについてであります。現在、ワクチン接種の事実確認は、接種時に本人に交付される予防接種済証による証明を基本としており、ワクチン接種証明書は海外渡航に必要な場合に限り市町村で発行しております。今後、国ではワクチン接種証明書について書面での発行を行う予定であり、また年内を目途にデジタル化を進めるとのことです。ありますので、ワクチン接種証明書の取得や活用が容易になってくるものと思われま

なお、町内限定となりますが、国から書面で発行されるワクチン接種証明書または身分証明書とワクチン接種証明書を携帯電話等で撮影し、写真データを提示することにより、町内においてワクチン接種証明書とみなすなど、独自の簡易な活用方法も考えられるものであります。

○町長（工藤祐直君） 私も個人的に、携帯にマイナンバーカード写真つき、それから共済組合証、それと2回ワクチンの証明書を携帯で一応写真を撮って保存しております。取りあえず何かあれば本人確認ができる、顔写真がついているということであれば、いざとなったときに使える可能性はあるだろうということで保存しておりますが、町内においては十分そういう形で提示で行えるというふうに考えております。

また、経済社会活動の回復につきましては、昨年来長期にわたって活動の自粛や制限が余儀なくされたこともあり、感染状況が下火となった現在においても、心理的な影響から飲食をはじめとする活動の自粛あるいは戸惑いが生じておりますので、基本的な感染防止対策を講じながら、日常生活と経済を回復させるための枠組みを構築することは必須要件であると考えております。やはり県内においても、議員おっしゃるとおり1週間以上、2週間近く県内の感染者ゼロ、当南部町その以前からゼロで、県内においても入院患者数もゼロ、自宅療養者もゼロということで、大分もう落ち着きが出てきたわけですが、ただこうやって見ていると、飲食関係はまだまだ人が戻っていないなど。これが地域経済にまだまだ影響が出ているだろうなと思っておりますので、そういう部分も含めながら先般行いました山田議員さん会長である商工会さん、特別プレミアム商品券50%増しと、非常に人気度が高くて3日間で3万セット全て完売ということになりましたので、ここは間違いなく町内でも活用、地元で活用ということになりますので、何とかそういう部分で地元経済の活性化、向上につなげていきたいと思っております。

現在、国においてワクチンの接種証明書あるいは検査による陰性証明書を活用することにより、個人が他者に二次感染させるリスクが低いことを証明するワクチン・検査パッケージの技術検証が行われ、経済社会活動の制限を緩和させる具体的な制度設計が進められておりますので、町独自のガイドラインにつきましては、国の制度設計や県の動向を見据えてまいりたいと考えております。基本的には国のガイドライン、そしてまた県のガイドライン、そこに町独自のガイドラインというのもプラス的に考えていく必要があるだろうと思っておりますが、基本的には国、県のガイドラインを基本としながら取り組んでいきたいと思っております。

次に、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種についてお答え申し上げます。

初めに、山田賢司議員ご指摘のとおり、抗体の量を量る検査機器は、腫瘍の検査やホルモンバランスの検査等に使用している免疫発光測定装置であります。新型コロナウイルスの抗体検査が可能であることから、現在、検査試薬を購入してサンプル調査を実施しているところであります。

検査方法といたしましては、採血を行い、感染を防ぐ免疫物質の中和抗体が体内にどれほど残っているかを測定するものであります。

議員ご質問の抗体検査を活用しながらの3回目の接種を考えてはどうかについてであります。中和抗体はある一定以上の量を保有している場合に、感染予防や重症化リスクを抑える効果があるとされておりますが、中和抗体の量はワクチン接種から時間の経過とともに減少していくことが報告されております。抗体検査は自分の体の中にある中和抗体の量を数値で確認することが可能ですが、その結果の数値が新型コロナウイルス感染症の感染リスクにどの程度影響するものであるかについての数値の指標について、国から示されているものは現在ございません。そのため、抗体検査を受け自己判断で気になる数値であったとしても、国が基準とした2回目のワクチン接種後8か月を経過していなければ、3回目の接種は受けられないものでございます。

それであっても、中和抗体の量を数値で確認したいと希望する方に対しましては、検査を受けられるよう実施体制を整備してまいりたいと考えております。これは12月中旬から体制は整えたいと思っております。町では12月から3回目のワクチン接種につきまして、ワクチン接種後8か月を経過した方から順次進めてまいります。

次に、抗体検査費用の負担軽減の考えはあるかについてであります。先ほど申し上げましたとおり、抗体検査の結果は新型コロナウイルス感染症の感染リスクにどの程度影響するかはまだはっきりしておりません。よって、町では国が推奨しております新型コロナウイルスワクチンの接種を進めてまいりたいと考えておりますので、抗体検査の結果いかにかわらずワクチン接種をしていただくため、現在のところは抗体検査費用に対する助成は考えてございません。検査料としては5,500円が病院のほうで想定している金額でございます。

重複する形になりますが、現在3回目の接種を進めていると。抗体検査をして低いから3回目の接種をやりたいというふうになっても、希望どおりいかないという部分があります。そういうこともあって、それと抗体検査の抗体量によってワクチン接種の効き目が薄れていく、その部分がまだ国としても確定したものではないというふうにも言われておりますので、まずは3回目のワクチンを順次進めていきたいと思っておりますし、一時6か月の方々という話も政府内で出たりしていましたがけれども、先般はワクチン大臣は6か月はないと。8か月でいってほしいということを言っておりました。

仮に8か月を6か月に対象者を広げますと、当町の場合、この2か月一気に増えます。そうしますと、かなり混乱をする。6か月の方が先に要望して打つ場合が出てくるでしょうし、そうすると、さらに8か月の方が8か月以降でないで打てなくなるというのが出てきますので、非常に

事務的に進める上においては6か月を導入すると混乱が生じて、そもそもの8か月の対象者の方々が遅れてしまうということにもなろうかと思っておりますので、現在は先ほど申し上げたように、まずは3回目の接種を12月7日から医療従事者が始まって、年明けには一般の方々にも始まっていきますので、そこをまず行って、そしてその後やっぱり抗体検査が国の方針なり様々な結果が出てきた場合には、抗体検査のほうにおいて町としても進めていく、そういう場合には減免なり、そういう部分は考えていきたいと思っておりますが、現在においてはまだ今のところは個人負担をいただいてというふうな考えでおります。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありませんか。山田賢司君。

○8番（山田賢司君） 答弁ありがとうございました。

再質問ですが、やはり人のマインド、心だと思うんですね。この行動制限が解除されても動かない、動けないというのは。最低限のやはり行動制限の、これとこれとこれはしちゃいけない。よく言われるんですが、マスクの着用、手洗い、密な状態を避ける。この密な状態を避けるが一番はっきりしない行動制限なんですよ。どういう状態が密なのか。3人で飲食すれば密じゃないのか。本当にこの辺が、ちょっと最後の3つ目がすごいうやむやな表現になっていると私は感じています。その中でやはり人々というか、この間のさっき話をしました岩手県のテレビのニュースを見て、やっぱり若い子がそういうことを言うんですね。やはり私たちは無理しちゃ駄目だよなど。

そういう中で、会社に迷惑かけるわけにはいかないし、そういう飲食は控える。控えていますみたいな、そういう話をする。やはり人間の心というものをほぐすにはやはりそれなりの時間もかかると思いますし、いろいろな手当でも必要になってくるのかなと。町でプレミアム商品券、大変ありがとうございましたと、ここで言えばちょっとあれなのかもしれませんが。すごい好評でありまして、3日間で、大体2日で完売したような格好です。1億5,000万円です。やはりそれで人の心がすごい喜ばしい気持ちになって、皆さんが買っていただいて、それを使っただけ。でも、やはりその中で、じゃ自分がどういう行動をしていけばいいのかなという中で、ちょっと少し控える部分。だから、なかなか難しいことだと思うんですが、国は今調査をしながらガイドラインをつくらうとしているわけですし、いつになるのかまだはっきりした部分は出ていませんが、2月くらいにはGo Toトラベルをもう一度再開したいみたいな話も出ています。それ

までには多分出ると思うんですが、この年末にかけて当町でも忘年会等いろいろある中で、やはりそういうガイドラインというのは早めに、これとこれと最低限のやつでいいので、お知らせするというのとは大事なことでないかなと思っっているわけです。

実は何でこういうことを言うかという、やはり人それぞれに規制を、こういうことをしちゃいけない、こういうことをしちゃいけないというのをうやむやに思っっているわけですよ。聞いてみると。たまたま私、出張して帰ってきたら、えっ、出張して県外に出た場合に帰ってきたら2週間自宅待機なんですよという話を言われました。それはどこにあるのかなという、県の保健所の中にそういう項目がある。知ってる人は知ってる。今は解除されたみたいですが。そういう中で、やはり中途半端な覚えをしている部分があるものですから、その辺をやはり明確に示すべきではないかなと。東京都は4人から8人に飲食に関しては上げました。青森県はまだその人数までは明確に示していないような気がします、やはりそういう中で明確に示して動くということも大事なことでないかなと、私自身考えております。

2つ目に聞きました抗体量の測定なんですが、私が思っっているのは、やはり3回目のワクチン接種をすること、8か月たってですね、ワクチン接種をすることを不安に思っっている人がたくさんいるということです。商工会で職域接種をさせていただいて、今アンケートを取っっているわけですが、やはり3回目、特にモデルナは副作用が大きいというイメージがあっ、なかなか3回目どうしようかなと悩んでいる人たちがたくさんいる。そういう中で、3回目の接種をする時点で不安に思っう人が抗体の量を量って、やっぱり少ない、やっぱり3回目打たなきゃいけないよと思っう人と、ある程度あれば安心だと思っう人もあると思っうので、その辺を判断材料にしてもいいのではないかなという思っいがあっ、お聞きした次第でございます。

PCR検査も今町も補助金があっ、安価にできるような状態ではあります、できれば無償化して、国もそういう方向で動くということですから、いち早く無償化に移って不安がある人がPCR検査を受けて、そのほかで経済活動をしていくという方向になっていただければと思っうところがありまして、今回質問させていただきました。何か考えがありましたら、答弁お願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

○町長（工藤祐直君） まず、コロナ禍の独自のガイドラインでございますが、先ほどと若干重複する部分がありますけれども、まずは国のガイドライン、そして県のガイドライン、そこにそ

れぞれ自治体の地理的部分、環境の部分でもそれぞれ違うわけでございますので、そこは当町に合った、逆に言えば国、県よりは緩和できるガイドラインになっても大丈夫なのかという部分もありますし、ここは少し勉強させていただいて、国のほうの抗体検査の結果が低いから感染しやすいというのはまだ断言できていないということですので、そういう部分の情報も早くつかみながら、そういう結果がはっきり表れているということであれば、抗体検査のほうも積極的にこれは進めていく必要があるだろうと思っておりますし、仮に抗体量が下がっても感染率に関してそんなに影響がないという部分であれば、少し様子は待ってもいいんじゃないかなと思っております。

いずれにしても、町独自のガイドラインを考えてみまして、山田議員おっしゃるように、私、県にも1回確認しました。青森県は大分コロナが落ち着いて、何人だといいんですかと、全くその数字が見えないんですけれどもと言ったら、そもそも青森は何人というのは出していないと。気をつけろ、自粛しろというのは出しているけれども、何人以下は駄目というのは出していないので現在がないと。何か変な回答でしたけれども。

まずは第一は、今までの3密をきっちり守って、そして県内の方々は今感染者はゼロなわけ、全国的にもかなりもうないわけですが、そういう身近にいる方々との会食であれば、まず感染者がいなければ感染しないわけですから、そういう部分のことも考えながら少し担当課のほうとどの程度まで具体的に出せるのかという部分はありますけれども、少し検討させていただきたいと思っております。

あとは抗体検査につきましては、次がもう3回目の接種を私どもは早く計画どおりに進めていきたいと。その次に、ワクチンの3回目も打ちながら抗体検査も入ってきて、さらに一般患者さんも診てとなったときに、本来のワクチン接種に影響が出てこないのかという部分もちょっと考えていかなければなりませんので、ここは少しいろいろ調査して、必要になれば今までもいろいろな部分無償化やってきているわけですので、数的にも、金額から言えばどうのこうのできないとかいう部分ではないと思っておりますので、あと理屈的な部分でどの程度説得できるかという部分にもなってくると思っておりますので、何とかひとつご理解いただければと思います。

○議長（夏堀文孝君） ほかに答弁はないですか。医療センター事務長。

○医療センター事務長（岩間雅之君） 町長の答弁にありました、抗体検査を医療センターでは今サンプル調査をしておりますという答弁がありましたので、サンプル調査の結果についてお知

らせをいたします。

サンプル調査は34検体、34人分の検査をしております。男性が11名、女性が23名でございます。そのうち、まず2回目のワクチン接種2週間の方の検体、一番感染を予防すると思われる中和抗体の量が一番多いと思われる期間になりますが、その方、男性4名ですが、その方の平均が325 IU／ミリリットルということで、抗体の量は1以上あればまず存在するというところでございまして、その一番高いと思われるときの平均の数値が325でございます。そのほかの2回目接種後5か月、医療従事者になりますが、その平均が24.9 IU／ミリリットルということでございますが、平均でございますのでその中で一番低い方で3.4、高い方で72.6という数値になっております。この数値が高いのかどうかということが、まず示されていないということでございます。

また、今回は医療センターで取ったサンプル調査は採血して調べた数値でございますが、本来であれば2回目のワクチンを接種後、2週間の高いときの検査をして、その後6か月とか8か月といった、本人の抗体量の数値が減ってきている状況を分かるような状態で検査すれば、一番抗体量が減っているから打たなければというような、そういう考えになると思うのですが、いきなり来られて検査して数値が6.幾らという数値であったとしても、すぐ不安だから打ちたいという考えになったとしても、現在国で3回目のワクチン接種の基準となっているのが、町長も答弁されましたとおり8か月ということになっておりますので、6か月目で抗体量の検査をして少ないと、不安だからすぐ打ちたいといっても、まだその8か月の基準をクリアするまで不安な状態でおられるかもしれないということでございますので、国から明確な基準が示されておられませんので、参考程度にということで、検査のほうは要望があれば提供できる体制は取りそろえていきたいと思っております。

また、山田議員がお話しされておりましたが、現在PCRの検査については、これは補助はいたしておりませんで、抗体検査については町民につきましては半額助成ということでやっております。PCRの検査につきましては、1回に回せる検体が4ということで、1日最大10名ということになっております。また、発熱外来で来られた患者さんについても、PCR検査は実施するということがありまして、助成には至らないということでございますので、ご了解いただきたいと思っております。

また、PCR検査につきましては、陰性だという証明書は医療センターで出しております。渡航する方につきましては、パスポートの番号なども書きまして、そういう渡航の方にも対応できるように陰性証明書は発行しておりますということでございます。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問はありませんか。山田賢司君。

○8番（山田賢司君） 答弁本当にありがとうございます。私が思っていることは、やはり少しでも人の行動を緩める、最低限こういうことができるんだということがあれば、ある程度動けるようになる。町長おっしゃるとおりなんですけど、県に聞かれても何人とは言えないと。私もちょっと聞くんですが、そういうのは言えないと。前に20人で会食して4人のテーブル5つあったら4人で食べてるわけでしょうと言えば、いや、それは違うという話をされる。それもおかしいんじゃないのと俺は思うんですけども、そういう中でいろいろな制限がかけられる、これが2年近く続いてきていると、やはり人がどう動けばいいかというのが分からないわけで、分からないんだったら動かないという部分が出てきている部分だと思っております。

国、県の明確なガイドラインができましたら、ぜひ早めに町民にお知らせいただければと思います。あとPCR検査なんですけど、やはり国はもう無償になるという今の補正で組むのかな。そういう話が今進んでますよね、大体。やはりPCR検査に関しても2万数千円の金額がかかるということで、ちょっと不安な人が検査を受けることによって安心感を得る。また、行動制限が少なくなって行動に移せる。そういうものを考えると、やはり早めに無償化に移していただいて制限解除を、心を安心させるという部分も必要ではないかなと私自身考えております。

実は抗体の量の検査は私もサンプルを取られた一人でありまして、量ってみました。大丈夫ですよという言い方、人よりも高いよと言われたんですけども、その中で今言っているのは別に6か月で打てとか8か月、その先で打てというわけじゃなくて、8か月の3回目の接種の接種券とかが来て、いや、どうするかなと悩んでいる人が、8か月のときに接種する時点で、打つか打たないか迷っている人たちにも、こういう量を量ることで自分自身が安心できるとか、やらなければならないのかなという部分を持ったほうがいい、持ったほうがいいという言い方はおかしいですけども、そういう考え方もできるのではないかなという中で、お知らせしたものです。

全然、私もやりましたが、血液をちょっと採って量を量るだけですから簡単なものです。病院に行って普通に違う検査で血液採られたときに、じゃちょっと量ってちょうだいとか、そういう部分もできないわけではないという。だから、やはり自分の今の抗体がどれくらいあるかというのは、私はちょっと不安で調べたわけですけども。そういう人の動くときに、自分の体がどういものなのかというのを知るのも一つではないかなという部分で、こういう話をさせていただきました。ガイドライン等できましたら早めに町民にお知らせをお願いしまして、私の質問を終

わります。

○議長（夏堀文孝君） これで山田賢司君の質問を終わります。

1番、工藤愛君の質問を許します。工藤愛君。

（1番 工藤愛君 登壇）

○1番（工藤愛君） 質問の前に御礼を申し上げたいと思います。日頃よりコロナ対策に邁進されている町長はじめ役場職員の皆様に敬意を表します。今朝の新聞でも、南部町の18歳以下所得制限なし、また受験生の世帯に灯油代を給付という予算を組んだという記事が大きく取り上げられていました。町内で子育て中の町民はさぞ安心感を高めたことと思います。本当にありがとうございます。

また、田子町議会の皆様、お忙しい中傍聴においでいただきありがとうございます。私はふだん移動中にFMラジオを聴いているんですけども、田子町のPRをよく耳にします。イベントや特産品のPRに大変な成果を上げられておられると認識しております。これからも大いに参考とさせていただきたい、また当町の取組に対してもご指導させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして2つの質問をいたします。1つ目は、南部地区町営住宅の建設について。2つ目は、入浴施設等無料利用事業の拡大についてです。順にお話しいたします。

まず、町営住宅についてです。

町営住宅の目的は、住宅に困窮する人へ低廉な家賃で適切な住宅を供給することです。入居の対象は低所得者、ひとり親世帯、高齢者等が中心となります。現在、当町には12か所の町営住宅があります。福地地区は平成22年に、名川地区は平成23年に建て替えが完了しています。一方で南部地区はいまだ建て替えが進まず、現在も6か所に点在する状況となっています。

実際に暮らしている町民からは、こんな声が聴かれています。娘が家庭を持って近くに住みたいと考えていました。しかし、同じ南部地区の町営住宅は新たに入居できないと聞き、別の住宅に住んでいます。孫をよく預かるので、早く整備してほしいです。ほかの方からも、空き家となった住宅の庭に不法投棄があり、治安の悪化を感じます。住宅の損傷も激しく、規格が古いので修繕も難しくなっていますとのことです。高齢化により住民同士の交流や助け合いは減っています。また、年々減少する町職員では、もはや管理が行き届かないのが現状です。

以上のことから、次の質問をいたします。南部地区町営住宅は、多くの住宅で築40年以上が経

過し、新規入居できない状況となっています。進行する少子化、住環境の悪化による人口流出を防ぐためには、早期の建設が必要と考えます。建設に関する方針と進捗状況をお知らせください。

続いて、2つ目の質問です。自助力を高める入浴施設等無料利用事業の拡大について伺います。

私は、当事業について現在のように65歳以上、年12回という回数制限を設けるのではなく、対象の方を適切に絞り、自由に利用できる制度に変えたほうが良いと考えます。その理由は、自助力を高めるため、そして経済循環のためです。まず、自助力についてです。南部町は、第8期介護保険事業計画で、介護保険料の基準額を7,400円に据え置きました。これは基金の取崩しによるものです。今年度からの3年間で予測どおり介護保険が使われた場合、次期計画では数百円の値上げが必要という結論が出ています。現時点でも青森県内で6番目の高さです。

限られた年金の中で生活する方にとって、介護保険料の増額は即座に生活を圧迫します。このまま現状を放置し値上げするのを待つのではなく、これまでと違う取組が求められています。町民の健康づくりを助け、自助力を高めることが介護保険料の値上げを食い止める方法と考えます。そして、経済循環です。人口減少社会で地方の活力を維持するためには、地域内で経済を回す仕組みが重要です。町内には、健康増進公社バーデパークをはじめ町民の健康づくりに役立つ施設が幾つもあります。特に入浴は生活に必要不可欠なものです。

家族や友人と共に利用し、併設された施設で食事や運動をする。お気に入りの施設を友人に紹介する。このような好循環をつくるためには、まず町民にとって身近で利用しやすい施設になる必要があります。以上のことから次の質問をいたします。

入浴施設等無料利用事業は、高齢者の健康増進及び入浴を通じた交流促進、ひいては自助力の向上に大きな成果を出すものと考えられます。しかし、町民からは無料券を使ったことがない、券を使う予定がなく欲しい人に上げたいぐらいだという声が多数寄せられています。事業内容の見直しが必要と考え、次の3点から質問いたします。

1点目、事業開始からの利用率推移はどのように変遷しているのでしょうか。

2点目、利用率低迷の理由をどのように分析しておられるのでしょうか。

3点目、町内産業振興、券発行に関わる事務費削減の観点から、例えば70歳以上の方を原則無料にするなどの案が考えられます。年を重ねることが楽しみになるような事業に変更する考えはないのでしょうか。

以上について、町長並びに関係各位の答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤愛議員にお答えを申し上げます。

南部町地区町営住宅の建設予定についてであります。南部地区の町営住宅の現状として6団地149戸で、このうち現在入居されている戸数は105戸となっております。残りの44戸につきましては、建て替え事業を行うため撤去後の新たな入居募集をしない、いわゆる政策空き家となっております。南部地区の町営住宅のうち牧野平団地を除く5団地が築40年以上経過していることから、平成30年度に南部地区町営住宅建替基本計画を策定いたしました。本計画では、将来人口などから南部地区の町営住宅の必要戸数を112戸と推計しております。

また、計画策定時、入居者に対し意向調査を行ったところ、ご回答いただきました66人のうち半数以上の36人、率にしておよそ54%の方が今の住宅に住み続けたいと回答していることから、建設予定地は既存住宅の近傍地が望ましく、財政面においても建設予定地は町有地を優先して検討する必要があります。また効率的な管理を進めるため、現状の6団地を2から3団地程度に集約を検討する必要があると考えております。現在、福地地区、名川地区建て替えと併せて、それぞれが3団地になっておりますので、この南部地区の町営住宅の整備においてもトータル的には2団地、3団地ぐらいで集約をしていきたいと考えております。

ご質問の建設に関する方針ですが、南部地区の全ての団地を一度に建て替えすることは財政的にも困難であることから、おおむね建設年度の古い団地から計画的に建て替えを進め、現在入居している住宅については必要な維持修繕により適切に管理をしていきたいと考えております。また、現在の入居世帯は高齢の小規模世帯が多く、その方々が建て替え後の新たな町営住宅に再入居できるよう配慮するとともに、高齢者や子育て世帯に優しい生活環境を第一に考え、駅やバスなどの公共交通機関が利用しやすく、学校や商店が近いなどの立地条件が必要であると考えております。

続いて、建設に関する進捗状況でございますが、今年度、南部地区町営住宅建替候補地選定・基本計画策定業務により、建設候補地を選定し、具体的な建て替え計画を策定するべく業務を実施しております。計画では、大向地区の3か所程度について立地条件や造成費等を考慮した比較検討により建設予定地を絞り込み、住宅整備地内の道路や水道等の整備、住宅建設や既存建物の除却など、事業全体の年度別スケジュールを作成することとしており、現在は町有地を含めた候補地の選定と測量作業を終え、調査資料を基に条件を整理し、成果の取りまとめ作業に入ることとしております。

工藤愛議員ご指摘のとおり、南部地区の町営住宅の建て替えについては、早期の建設が必要であると認識しております。今後については、先ほど申しあげました今年度末に策定する南部地区町営住宅建替候補地選定・基本計画を基に、いろいろな事案との調整を図りながら早期の完成に着手してまいりたいと考えております。

次に、自助力を高める高齢者入浴施設利用の拡大についてお答え申し上げます。

まず、事業開始からの利用率推移であります。記録として残っている平成23年度以降の分についてご説明申し上げます。

平成23年度は33.52%、平成24年度は36.34%でありました。平成25年度は39.88%、平成26年度は40.25%と、利用率が上昇しておりますが、これまで65歳から69歳の方が自己負担していたバーデハウスの全館利用料370円を廃止し、無料で利用できるようにしたことによるものと考えております。平成27年度は34.75%、28年度は28.94%、29年度は29.46%と利用率が低下しておりますが、入浴券を使わない高齢者が家族や知人に入浴券を譲っているという情報が寄せられたことを受け、平成27年度から氏名を印字し、高齢者本人だけが使えるようにしたものであります。入浴券が目的に沿った形で適切に運用されている利用率であると捉えております。平成30年度は31.01%と利用率が若干上昇しておりますが、町民からの要望を基にバーデハウス、チェリウスに加え、福田温泉と、今はありませんが古町温泉でも入浴券を利用できるようにした結果であると思っております。令和元年度は29.88%、令和2年度は25.41%と2年連続で利用率が低下しておりますが、古町温泉が営業を停止したこと、そして新型コロナウイルスの影響により外出を控えたことによるものと考えております。

なお、利用率は利用人数ではなく入浴券の使用枚数であることから、配付している12枚全てを利用していない方もいらっしゃると思われまますので、利用者数の率は利用率よりは若干高い推測と思われまます。

次に、利用率低迷理由の分析であります。入浴券を利用しない理由としては、自宅で入浴を済ませている、あるいは自家用車がない、または運転できないといった家庭環境的な要因、自宅からバス停が遠い、あるいはバスの乗車時間が長いといった地理的な要因、病気や障害、要介護状態となった身体的な要因が主な理由であるものと認識しております。

次に、年を重ねることが楽しみになるような事業変更の考えについてであります。平成6年に旧福地村で始めた事業を町村合併を機に全町へ拡大したほか、チェリウスあるいは民間施設でも利用できるようにしたり、個人負担を廃止したり、事業の見直しを行っておりますので、今後におきましても引き続き町民の声に耳を傾けながら、よりよい事業となるように取り組んでまい

りたいと思っております。この入浴券でございますが、合併前、福地村のときはたしか月2枚配付していたと思います。ただ、合併して3町村になって人口も倍以上になって、同じ月2枚年24枚ですと財政的な部分も影響があるなということと、合併した限りは全町公平にやはり配付しなければならないということで、月1枚にさせていただきました。これは福地地区の方々には以前2枚あったのが1枚になって、恐らく残念だなと思っております。名川地区、南部地区の方々には逆になかったものが配付されたということで、これは合併して何でもそうですけれども、一つの部分を公平的にやっていくとなると、どこかで以前よりはサービス低下になる。これはほかの部分も同じ部分があるわけですけれども、そういう中で何とか入浴券を無料にしたり、そういう部分も取り組んできました。

今、来年の計画をここで話すのは何だとは思いますが、やはり高齢者にも優しいまちづくりの一環になると思っております。入浴はやはり利用者負担という考えを持っていただいて、できれば今町の方向とすれば、新年度はコミュニティーバス、いわゆる高齢者の方々の方が料金を払ってバーデハウスに行ったり、病院に通ったりするわけでありまして。今はワンコイン100円を頂いておりますが、トータルで四百五、六十万円程度の収入であります。8,000万円以上かかっているんです。そういう部分を無償にして、そしてバーデのほうにも通っていただきたいと。こういう考えを今町のほうで持っているところでございます。これはまた来年度、具体的な説明になるわけですけれども、そういう部分で今回は入浴70歳以上の無料というのは、まずは据置きにさせていただいて、別なほうでの高齢者サービスというものも考えていきたいと思っております。

それから、町営住宅でございますけれども、やっとな南部地区の町営住宅、本格的な計画に入ります。福地地区、そして名川地区、これは年数の古い順番の地区から建設をしてきましたので、たまたま南部地区よりは名川、福地地区のほうが古かったということで、やっとな本格的に南部地区に入ります。小波田、その上、牧野平、高台のほうに多少あった住宅をできれば利便性の高い下のほうに持ってきてたいと。面積が恐らく3団地が1つになる計画でありますので、それなりの用地が必要になります。そうなったときに財政負担を少なく、そして場所を設定していくとなると、できれば民間地を購入するよりは、町の既存の使える町有地を使って予算を抑えながらしっかりとした町営住宅を建てたいと。年度内にこれは決定をしていきますので、そうすると今度国のほうの申請に入っていきますので、来年、再来年には間違いなく事業に着手していけるだろうと、こういうふう考えております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありませんか。工藤愛君。

○1番（工藤愛君） ご答弁ありがとうございました。

まず、町営住宅についてです。南部地区の町営住宅も基本計画がつくられ、本格的に始動されているということで非常に安心感を持ちました。住民の中でもアンケートを受けてから、いつになったらできるんだと。そのとき私は生きてるべかと、死んでるべなというような話まで冗談交じりに出るぐらい、本当に関心として高いところになっています。

今いただいたご答弁の中から、そしてまた総合戦略の中でも、町営住宅のバリアフリー化による高齢者に優しい住環境の整備ということで項目として上げられておりますので、それを踏まえて何点か再質問をお願いいたします。

まず、答えられる範囲で結構なんですけれども、今、町長が答弁の中で挙げられた3住宅というのが、牧野平、小波田、そして佐野平を挙げておられるのかなというふうに考えておりますが、具体的に選定地として何か所か候補地としてあるかと思うんですね。こちらもし答えられる範囲でお教えいただければと思います。

そして、時期は早期にというお話ではありますが、計画を立てる段階ではおおよその目安として、何年後までにはというようなプランも立てているところかと思えます。ずれ込むことは当然考えられますけれども、いつ頃というのもめどが立ってございましたらお願いいたします。

そして、バリアフリー化についてです。答弁の中でも駅やバス停に近いところというお話がありまして、大変賛同できます。町民が自ら生活できることが第一条件でありますし、南部地区にも医療施設、それから商業施設、教育施設、非常に充実しております。なので山を登っていくのではなく、やはり降りたところ、しかも災害に遭わないところということで、非常に選定には苦労されていることかと思えますけれども、そちらの件でよくよく配慮してほしいと思います。

高齢者に優しい住環境ということで、1つ家賃の問題があるかと思えます。今住んでいる方たち、低所得の方がとても多いです。月に1,500円の家賃とか、そういう金額で暮らしている方、大勢いらっしゃいます。その方たちが建て替えによって数万円の家賃を負担できるのかどうかというところも、非常に大きな心配事になっているようですけれども、そちらに関して例えば高齢者の独居とか夫婦のみであれば、そんなに大きな家は必要ないわけなんですよね。そういうコンパクトな家にして家賃を抑えるだとか、そういう家賃に対する配慮というのは計画の中にあるのかどうかということに関して、質問いたします。

2つ目の質問の無料券について。今まで開始から福地村時代の券から、いろいろな変遷をしてこられたということがよく分かりました。現在、バーデパークは八戸市民からも多く利用がございいます。そこで恐らく南部町のいろいろな施策を見て、南部町はいいね、恵まれてるねという話も、私もよく八戸へ行くんですけれども、お母さん友達によく言われるところでもあります。情報発信という意味でも、とても力を発揮していると思います。ただ、利用率がとても30%前後で低い状態で維持されておりますけれども、理由として自家用車がない、足がないという方、非常に多いと思います。バスの利用もそうなんですけれども、高齢になっていざ車に乗れなくなってからバスを利用しようとしても、やはり難しいんですね。もう新たなことを覚えられる段階にはなくなっている方が大勢います。したがって、元気なうちにいかに外に出ていただくか。バスを利用し始めて町の施設を利用し始めていただくかということが重要になると思います。

質問は、町として介護保険料、このままいくと増額が予想されますけれども、そのための取組ですね、増額しないための取組としてどんなことを考えておられるのかというのが1つ。それから、今コミュニティーバスを無料にしたいというお考えもありました。こちらも本当に喜ぶ町民が多いと思います。これに関しても、やはりバスに乗ることが目的なのではなくて、どこかに行きたくてバスに乗るわけですね。医療機関が多いかとは思いますが、そこに介護の予防になる健康増進の施設に向かうという目的も入っていけば、なお一層介護予防になって、介護保険を使ってたくさんのお金を使わなくても、町民が元気に暮らせるのではないかと考えております。その点につきまして、バーデハウスの利用率向上の取組について、お聞きします。

よろしく申し上げます。

○議長（夏堀文孝君） 工藤愛君、介護保険等介護予防に関しては、今回の質問とはちょっと通告外にかけ離れていくと思いますので、その件に関しては次回にでもまた改めてください。

それでは、答弁を求めます。町長。

○町長（工藤祐直君） まず、南部地区の町営住宅の候補地でございます。最終決定はまだしておりません。二、三か所の候補地は大体、面積が広いものですから大体限られたところしか、まずほとんどない。そして、議員ご存じのように南部地区の土地は非常に高いという部分もありますので、正直第1候補の有力は、今度統合します向小と南部小が統合して、現在の南部小が統合になるんです。そうすると、向小学校の現在の跡地が空くわけですし、町有地でございますから、土地を取得する必要がないと。そこを第一有力候補として考えてはおります。これから測量して

設計的に何戸可能なのかという部分というのも、細かい部分が出てくるわけですがけれども、有力だということは今日は申し上げますけれども、決定ということにはまだ至っていませんので、できるだけ早く決定して、そして順次次の作業に入っていきたいと思っていますので、金額等の考え、バリアフリー、そういう関係については、建設課長のほうからこの後答弁をさせたいと思います。

あと利用率等々につきましては、議長からも今ありました、介護保険のほうは今回の質問とまた後日ということでございますので、そのときにお話をさせていただきますが、あくまでもバーデハウスは健康増進公社ということで、健康を維持していくために利用していただきたい。そういうことですので、ここはやっぱり利用率を上げていくことによって、そういう波及効果も出てくる。その中で町民の方々も行きやすい環境、そこでは毎日行けば毎日往復のバス代がかかるわけですがけれども、そういう部分は高齢者にも優しい、町のほうで負担をしながらと、財政的には十分やれるということの判断から今申し述べさせていただきますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（夏堀文孝君） 建設課長。

○建設課長（松橋悟君） それでは、まず私のほうから建設時期のめどはということではありますが、具体的な建設の着工年度はまだ申し上げることは当然できないわけでありまして、ただし事業工程を想定している段階でお話しさせていただきたいと思えます。

まず、町営住宅を建設するに当たっては、既存の土地に構造物のようなものがあつた場合には、それを除去するのに、それらを講ずるのに1年。あと建設用地の実際の建物を建てるための団地造成の計画を測量調査する実施設計として1年。団地用地の造成工事そのもの、区画内の道路とか水路とかの造成工事ですが、これが1年から2年を要して、その後で建物そのものの建築工事を年間8戸程度、これまでの町営住宅の建設でいけばおよそ年間8戸程度で建築が進んでおりましたので、それを例に取ります。

それで、町長の答弁にもございました今149戸ある団地ですが、人口減少等を想定して、112戸の計画ということになりますと、2から3団地ということになりますと40戸前後、40を切るぐらいの戸数になるのかなど。ですので、仮に計画しております1団地目の建設戸数を40戸とした場合、年間8戸とすれば建物そのものには5年程度を要するのではないかと。トータルしますと、1団地についておよそ9年ぐらいなんです、平成30年度に策定した南部町地区の建替基本計画

によって、この当ても建て替えは3地区程度に分散しということを想定しておりまして、1地区およそ10年間で整備していった場合、各団地の着手時期と終期の重複期間を3年程度重ね合わせますと、南部地区の全6団地の町営住宅の建て替えが終わるに当たっては、どうしても25年程度必要になるのではないかとということでございます。

2点目の高齢者に優しい建物ということでございますが、当然高齢者に優しい建物ということでバリアフリーについてはもちろん考慮してございまして、段差のない構造となった部屋の間取り等を進めてまいります。

それから、家賃の配慮ですけれども、現在の入居者が新しい団地に入居する際の家賃ですけれども、今の南部地区の家賃を平均いたしますと、団地でばらつきはありますが、およそ月額3,300円から4,400円の家賃となっております。住宅が新しくなりますと、建築費を基にした住宅家賃相当が基準となりますので、家賃のほうは確かに高くなります。既存の入居者が新しい団地に入居する際には、5年間の経過措置として段階的に5年かけて新しい家賃に近づけていくよう、そして6年目になったら新しい家賃として徴収するような考えで、今なっております。これまでも町内は、町営住宅建て替え、最近新しいのはひろば台団地なんですが、ひろば台団地の場合も5年かけて段階的に家賃を引き上げて、6年目から正規の家賃をいただいております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） それでは私から、バーデハウスの利用率向上のための足の確保、コミュニティーバスの件につきまして答弁させていただきます。現在、来年4月に向けましてダイヤ改正を大幅に行うこととしております。それでバーデハウスの利用率向上につながるような見直しとしましては、冒頭町長の答弁にもございましたように、入浴券を利用しない理由の中にバス停が遠いですとか、バスの乗車時間が長いといったような地理的な要因があるのではないかとということを答弁いたしました。これらを解消するために現在バスが乗り入れしていない空白地帯、具体的に申しますと南部地区では正寿寺地区、それから相内地区へのバスの乗り入れを予定してございます。このようにこれまでバスがなかった地区の方も乗車しやすいようにしたい。

さらに、バスのバーデ方面へ向けた時間短縮を図るため、これまで県道櫛引上名久井三戸線から剣吉方面に全てのバスが回って、104号線に出て福田方面に向かっていたという路線でございまして、来年度から時間短縮のため森越から福田地区へ直接県道を走る路線を設けたいというふ

うに考えております。これにより約5分間、乗車時間が短縮できるものと考えております。このようにバス路線を見直して、利用率向上につなげられればよろしいかなというふうに考えております。

また、町長の答弁の中でバスの無料化も検討しているということでございますので、若干ご紹介させていただきます。来年2月、3月から導入予定となっております八戸市営バスと南部バス、共同で利用できるICカード、この導入に合わせまして、このカードを持った方は町内の乗車を全部無料でできればいいなというふうに考えておまして、現在バス会社とそのような機能をICカードの中に盛り込めるかどうか、ぜひ盛り込んでいただきたいという協議を行っている最中でございます。そのICカードにどのような機能が盛り込まれるのか、また販売方法がどのようになるのかというのがまだ決定しておりませんので、ここではご紹介できませんけれども、そのような内容が決まり次第、広報などを通じて町民の皆さんにPRして、バスの利用促進、さらにはバーデの利用促進につなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長（夏堀文孝君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 入浴券の利用率向上について少しお話しさせていただきたいと思っております。

入浴するということは清潔が保持されることとなりますので、健康につながるというのは言うまでもございませんし、バーデとかチェリウスとかそういう目的を持って出かけることが介護予防にもつながるといことは、議員のご質問の中でもおっしゃってございましたけれども、誠にそのとおりであるというふうに私どもも思っております。

券の利用率向上につきましてですけれども、先日、工藤議員を委員にお願いしてある介護保険運営協議会の会議を行った際に、配付しました資料の中に浴槽での入浴というのは、要介護度のリスクが低くなる、あるいは温泉利用は健康にいい、こういうような大学の研究結果も出ておりますということで、少し担当のほうからお話をさせていただいたと思っております。ですので、ただ券を送付するのではなく、広報等を通じてお風呂に入ることは介護予防にもいいんだよというのをPRする、あるいは入浴券を送る際にも、バーデに行ったことのない方もいらっしゃると思っておりますので、どういうメリットがあるのか、そういうことも併せて送付していければなというふうには考えております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問はありませんか。工藤愛君。

○1番（工藤愛君） 様々な方面からご答弁ありがとうございました。非常に期待の持てるお話が多くて、喜んで聴いておりました。

最後をお願いいたします。まず町営住宅についてですけれども、全て完了するのは20年を超えるんじゃないかというお話でありました。当然のことかと思えます。それに対して住民向けに例えば説明会ですとか、そういうのを開く予定があるのか。開くとしたらどの程度のタイミングになるのかというのが1点。そして、候補地として、あくまで候補地という話ですけれども、統合して廃校になる向小というお話がありました。向小に関しまして1点ご配慮いただきたいのは、スポーツ少年団の子供たちが体育館を使用しています。そこはトイレも造成したばかりで、まだまだ使えるものになっております。そしてまた、地域の行政委員、民生委員の方からは避難場所になっているのだから、そう簡単に壊すものではないだろうというような、というか、壊さないでほしいというようなお話も出ております。私が特に心配しているのは、やはり子供のスポーツ活動を制限してはいけないと思っておりますので、そこには特段のご配慮をいただければというふうに考えております。

説明会の件だけご答弁いただければと思います。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 建設課長。

○建設課長（松橋悟君） ただいまのご質問にお答えいたします。

住民説明会を開く予定はないかということでございますが、当然建設に当たっては事業開始のめどが立ちましたときに、住民にきちっと説明をして行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） これで工藤愛君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩します。

(午後0時17分)

○議長（夏堀文孝君） 休憩を解きまして、会議を再開します。

（午後 1 時00分）

---

○議長（夏堀文孝君） 一般質問を予定していた16番川守田稔君は所用のため早退しました。  
これで一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、12月 1 日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午後 1 時00分）



令和3年12月1日（水曜日）

第105回南部町議会定例会会議録

（第3号）





3番	久保利樹君	4番	夏堀嘉一郎君
5番	坂本典男君	6番	滝田勉君
7番	西野耕太郎君	8番	山田賢司君
9番	八木田憲司君	10番	中舘文雄君
11番	工藤正孝君	12番	夏堀文孝君
13番	沼畑俊一君	14番	根市勲君
15番	馬場又彦君	16番	川守田稔君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	佐々木俊昭君
総務課参事	久保田敏彦君	企画財政課参事	金野貢君
交流推進課長	松原浩紀君	税務課長	下井田耕一君
住民生活課長	石橋一史君	福祉介護課長	戸室正樹君
健康こども課長	野月正治君	農林課参事	東野成人君
商工観光課長	北上隆広君	建設課長	松橋悟君
会計管理者	藤嶋健悦君	医療センター事務長	岩間雅之君
市場長	馬場均君	教育長	高橋力也君
学務課課長補佐	坂本康浩君	社会教育課参事	佐々木高弘君
農業委員会事務局長	夏堀勝徳君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	舘崎あつ子	班長	小林京子
総括主査	坂本裕昭		

---

◎開議の宣告

- 議長（夏堀文孝君） これより第105回南部町議会定例会を再開します。  
本日の会議を開きます。  
議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

---

◎議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（夏堀文孝君） 日程第1、議案第102号「南部町国際交流促進住宅条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。交流推進課長。

- 交流推進課長（松原浩紀君） おはようございます。

それでは、説明資料の5ページをお願いいたします。

議案第102号「南部町国際交流促進住宅条例の制定について」をご説明いたします。

趣旨でございますが、外国人留学生等が使用する生活拠点施設を「南部町国際交流促進住宅」と定め、その管理運用に必要な事項を定めるものであります。

内容でございますが、設置といたしまして、国際交流及び移住・定住事業を促進し町の活性化を図るため、国際交流促進住宅を設置すると規定し、施設の位置は、大字平字虚空蔵32番地1、住宅を供する事業につきましては、国際交流促進に関する事業、移住・定住促進に関する事業、その他町長が特に必要と認める事業としております。

使用料につきましては、住宅使用料は無料とし、光熱水費及びその他居住に要する費用については規則で定めることとしております。

施行日は、令和4年1月1日でございます。

以上で議案第102号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。1番、工藤愛君。

○1番（工藤愛君） 説明資料の5ページ、2.内容の使用料の部分ですね、光熱水費及びその他居住に要する費用については規則で定めるとなっておりまして、条例のほうを拝見しましたけれども、まだ、そういう規則のほうは載ってない状態でしたけれども、今のところでどのように決まっておられるのかお知らせください。

○議長（夏堀文孝君） 交流推進課長。

○交流推進課長（松原浩紀君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

使用料につきましては、入居時の公共料金等、光熱水費、灯油代は借用者。生活に必要な経費、食料費とか日用雑貨費等は使用者が負担するというところで、規則のほうで定めております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 工藤愛君。

○1番（工藤愛君） ありがとうございます。

入居の定員が1棟当たり6名ということですがけれども、この6名に満たない場合の光熱水費の取扱いをどのようになりますか。

○議長（夏堀文孝君） 交流推進課長。

○交流推進課長（松原浩紀君） 基本的に6名に満たない場合でも、入居者、または、受け入れる事業からご負担いただくこととなります。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第102号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第102号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第2、議案第103号「南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） それでは、説明資料の7ページをお開き願います。

議案第103号「南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

趣旨でございますが、感染症防疫及び家畜伝染病防疫に従事する職員に対する特殊勤務手当を追加するため、所要の改正を行うものであります。

内容でございますが、感染症防疫及び家畜伝染病防疫に従事する職員に対する手当の額につきましては、三戸郡や八戸市等、近隣の市町村で定めている額を参考に検討いたしまして、従事した日1日につき350円の範囲内とするものであります。

また、新型コロナウイルス感染症関連作業に従事した場合につきましては、人事院規則の改正により定められた額を参考に、1日につき4,000円の範囲内とするものであります。

施行日は、公布の日から施行し、新型コロナウイルス感染症につきましては、令和3年8月1日に遡って適用するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。山田賢司君。

○8番（山田賢司君） 今、家畜伝染病の場合には350円、新型コロナウイルスのためには4,000円の手当がつくということではありますが、先ほど4,000円は人事院からの話が出ました。この350円は近隣の市町村ということですが、この算定の根拠ってどこにあるんですか。

○議長（夏堀文孝君） 総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） 今、申し上げました感染症防疫及び家畜伝染病防疫については、基準というのは国から示されているものではございません。

現在、この近隣の町村でありますと、まず、三戸町では100円で定めてございます。また、五戸町では200円、田子町では600円、階上町ではこの手当はございません。新郷村300円、おいらせ町210円等の金額を参考にいたしまして、南部町としまして350円という額を定めたということでございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 8番、山田賢司君。

○8番（山田賢司君） たぶんこの手当っていうのは、危険手当の部分も含まれますよね。そういうのって、いろんな職種によっていろいろ違うわけですが、近隣の町村を参考にじゃなく、職種のいろんな部分を参考にして算定するのが根拠だと思うんですよ。ただ近隣の町村もバラバラですよ。そういう中で、やはり手当ですから、いろんな職業・職種によっていろんな手当があるわけですし、そういうものを基準にですね、考えるべきだと思うんです。普通に考えて350円と4,000円、相当の差があるわけですよ。じゃあ、その中身はどう違うのかといった場合に、さほど差がないような、私は思うわけですよ。今、これに対してどうのこうのではないんですけど

も、やはり算定する場合には、そういう手当の、地域でやってるんじゃないなくて、どういう手当がいろんな所であるので、その手当を見て判断するようになっていただければなと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（夏堀文孝君） 総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） ただいまのご提言、参考にさせていただきたいと思います

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。西野耕太郎君。

○7番（西野耕太郎君） 総務課長になんですけども、内容の中のコロナですけども、コロナ感染症により生じた事態に対処するための措置に係る作業をして、ということで、条例附則第3項及び第4項、これは、遡って8月1日からということなんだけども、この8月1日に遡るんですけども、この条例、ここに規定する人はどういう方、看護師とか保健師とか職員ももちろん入るのか、どのへんまでの範囲なのか教えてもらえればと思うんですけど。

○議長（夏堀文孝君） 総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） 新型コロナに関して申し上げますと、医療センターに従事している職員というような範囲でございまして、現実としましては、患者の方がいらっしゃる時にPCR検査をしたりですね、抗原検査あるいは保健所に検体を採取依頼があった場合、そのような作業に従事した方、そして、その他としましては、実際に患者等の身体に接触したり、また、患者等に長時間にわたり接して行う作業、いわゆるコロナ病床で仕事をなさっている方、そして、病院の先生が判断するためのトリアージを行う場合ということでございますので、実際それに携わる職員としましては、医療センターの医療従事者のみならず事務の職員の方に関しても携わる可能性がありますので、実際にその作業を行った方ということで考えております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第103号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第103号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第3、議案第104号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（下井田耕一君） それでは、説明資料の8ページをご覧ください。

議案第104号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨についてであります。この条例改正は法改正に伴うものでありまして、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律などが公布され、子育て世代の負担軽減を図ることを目的として地方税法等が改正となっており、国民健康保険に加入している未就学児に係る被保険者均等割額を減額するなど所要の改正が行われたことに伴い、条例を改正するものでございます。

なお、本条例改正につきましては、先日開催されました国民健康保険運営協議会において、原案どおり承認されております。

続きまして、内容につきましては、未就学児に係る被保険者均等割額を軽減割合ごとに減額するものでありまして、減額対象は6歳に達する日以後の3月31日までの間にある未就学児、減額する割合は10分の5、減額後の額につきましては未就学児に係る被保険者均等割額は基礎課税額（医療費分）と後期高齢者支援金等課税額（後期分）に規定がありまして、それらを軽減割合ごとに10分の5、半分にするものでございます。一人当たりの減額となる額は、7割軽減は5,160円、5割軽減は8,600円、2割軽減は13,760円、軽減対象外の方は17,200円の減額となるものでございます。

減額分に対する負担につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1であります。

参考といたしまして、次のページに10月末時点の数値での来年度の見込みになりますが、減額となる対象者数と影響額を載せております。対象者数は62人、影響額は76万240円、町の負担分は4分の1の19万60円と見込んでございます。

前のページに戻りまして、一番下になりますが、施行日は令和4年4月1日で、令和4年度以後の国民健康保険税から適用となるものでございます。

議案第104号の説明は以上でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第104号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第104号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第4、議案第105号「南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（野月正治君） 説明資料の10ページをお開き願います。

議案第105号「南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

産科医療補償制度が見直されたことにより健康保険法施行令の改正が行われたため、南部町国民健康保険条例の出産育児一時金等の支給額を改正するものでございます。

なお、本条例改正につきましては、先日開催された町の国民健康保険運営協議会において原案どおり承認されております。

内容としましては、枠の中に記載しております産科医療制度の掛金としての加算額が4,000円引き下がりますので、出産育児一時金を4,000円引き上げることによって、総額として現行の42万円に据え置くもので、実務上の影響はほぼございません。

施行日は令和4年1月1日とする案です。

以上で説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第105号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第105号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第5、議案第106号「工事請負契約の締結について（あかね浄化センター土木工事）」を議題とします。

本案について、地方自治法第117条の規定により、8番山田賢司君は除斥の対象になりますので、議場からの退席を求めます。

※8番 山田賢司君 退席

○議長（夏堀文孝君） 本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（松橋悟君） 説明資料の11ページをお開き願います。

議案第106号「工事請負契約の締結について（あかね浄化センター土木工事）」についてご説明いたします。

契約の相手方でございますが、剣吉字上町28番地、山田建設株式会社、代表取締役、根市純子。請負代金は2億5,108万9,300円。落札率は90.03%。条件付一般競争入札で行われ、入札業者等は12ページの入開札一覧表のとおりであります。

13ページをお開き願います。

13ページは、あかね浄化センターの完成予想図です。

現在のあかね団地排水処理場の老朽化による更新事業として、旧福地学校給食センター跡地へ、令和5年度末の完成を目指し、新たに「あかね浄化センター」を建設するものですが、浄化センターの建設工事は、今年度から令和5年度末にかけ土木工事、建築工事、機械設備工事、電

気設備工事に分けて行う予定であります。このうち、今年度は土木工事を行うもので、完成予想図の赤枠内の部分となります。

工事の内容でございますが、鉄筋コンクリートにより処理水槽本体を建設するもので、処理施設工として、本体土工、本体仮設工、本体築造工、導水渠工、放流渠工、マンホール工。ポンプ施設工として、流入渠工、マンホール工であります。

工事は、令和3年度から令和4年度の2か年にわたる継続工事とし、工期は、町が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から令和5年3月20日までです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） 今、担当課長からですね、この工事2年以上かけての工事ということは分かりました。ただ、一般的には、工事っていうのは一本でだせば安くできるんですよ。経費、その他の計算が金額高くなれば、安くなるという前提ありますけれども、4工事に分ける根拠、なぜ4工事に分けて発注するかの根拠を教えてください。

○議長（夏堀文孝君） 建設課長。

○建設課長（松橋悟君） ただいまの質問にお答えいたします。

処理場の建設工場を工区分けして行う根拠ですが、まず一つは、処理場の建築工事にあってはそれぞれ専門的な工事の分野、先ほど申し上げました土木・建築・機械設備・電気設備ということで受注機会を増やし、多くの工事として発注することにより工事の受注機会をまず多くするというのを考えております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） そうすれば、全体の工事総額いくらと算定して、分けることによってどれだけの金額が上乘せされるか、もし積算してるんであれば分かると思いますけれども、もしわか

らなければ今でなくても結構ですけれども、どういう計算になっているか、金額の差どれぐらいを見込んでるかお聞きします。

○議長（夏堀文孝君） 建設課長。

○建設課長（松橋悟君） 処理場全体の建設工事については、外構工事等を除きまして約16億円超えの想定であります。一括と分割発注についての試算はございませんでしたので、後ほどお知らせしたいと思います。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。夏堀嘉一郎君。

（4番 夏堀嘉一郎君 登壇）

○4番（夏堀嘉一郎君） それでは討論を行います。

本議案に提出されております山田建設は、長年にわたり建設業法第15条2号及び第26条3項、1項を無視して営業してきた違反業者であることが独自調査で明らかになっています。そのことから、私は、この法令遵守の概念がない違反業者との本契約締結が言語道断な所業であるとし、本議案に反対いたします。

また、その営業所に勤務している山田賢司議員が、その不法行為の張本人だったことも判明いたしております。

後日、当該議員につきましては、議会議員政治倫理審査会に上程させていただく予定でございますので、議員の皆様よろしく願いいたします。

以上、反対討論といたします。

○議長（夏堀文孝君） ほかに反対討論はありませんか。

次に賛成者の発言を許します。久保利樹君。

(3番 久保利樹君 登壇)

○3番(久保利樹君) 先ほどの反対討論の中で夏堀嘉一郎議員が申した、すいません、法律の条項、今、私の頭の中に入っていないのでどういう違反という趣旨で申し上げたのか、ちょっと私には現在わからないんですが、本来入札というのは発注者側、町側と指名業者との信頼関係で私は成り立っていると考えます。

今回の工事は、あかね浄化センターの浄化槽の土木部分の工事ということで、金額も大きいんですけども、詳しくはわかりませんが、たぶん矢板を打ったり非常に経費もかかる工事なのではないのかなと私は認識しております。

皆さんの資料の中にも入札の開札一覧表ございますけども、やはり、6者中2者が辞退されているというのは、見積金額がすごく難しかったのではないかなと私の中で拝見しておりました。そういった業者と町の信頼関係で成り立っている入開札でございますので、私は今回の工事請負契約の締結については、賛成の立場からの討論とさせていただきます。

以上です。

○議長(夏堀文孝君) ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第106号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり賛成の方は起立願います。

(起立 多数)

○議長(夏堀文孝君) ご着席ください。

起立多数です。議案第106号は原案のとおり可決されました。

ここで、山田賢司君の議場への復帰を認めます。

※8番 山田賢司君 着席

◎議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第6、議案第107号「令和3年度南部町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） それでは、議案書を準備いただきまして、39ページをお開き願います。

議案第107号「令和3年度南部町一般会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に4億4,633万9,000円を追加し、予算総額を112億8,422万円とするものでございます。

52、53ページをお開き願います。

歳出の主なものから説明いたします。

2款1項総務管理費の4行目、7目地方創生推進費は、令和南部藩事業、栄区民まつり事業等が中止となったことから、各節の不要額を合わせまして202万2,000円減額するほか、特定財源の県補助金36万9,000円は、移住者受入協議会運営事業が県の移住交流推進重点事業助成金の採択になったことから、これを充当する財源補正を行うものでございます。

54、55ページをお開き願います。

上段の2行目、10目地域交通対策費は、なんぶ里バスの車両修繕料及び代替車両の借上料に不足を生じる見込みであることから、合わせて300万円を追加。

その下、13目基金管理費は、公共施設整備基金の一部で運用しております債券について、このたび買い替えによる差益が生じたことから、これを基金に積み立てるため1,712万円を追加し、財源として財産売払収入を同額充当とするものでございます。

56、57ページをお開き願います。

下段、3款1項1目社会福祉総務費は、国の経済対策として実施予定の住民税非課税世帯に対する10万円給付について、国から詳細は通知されてはおりませんが、実施が決定した際は速やかに給付金の交付ができるよう、本補正予算に所要額を計上させていただくもので、18節補助金に給付金2億6,000万円を計上するほか、給付に係る事務経費として、合わせまして2億6,355万5,000円を追加するものでございます。

58、59ページをお開き願います。

下段、3款2項1目児童福祉総務費は、これも国の経済対策として実施予定の18歳以下に対する10万円給付のうち、年内に給付することとしている現金5万円分について、同じく実施が決定した際速やかに給付できるよう計上させていただくものでございます。なお、国では児童手当の給付基準を参考に所得制限を行う予定である旨報道されておりますが、南部町では、子育てにやさしいまちづくりを進める観点から、所得制限は設けず、全ての18歳以下の子供を給付対象にすることとし、18節補助金に1億1,000万円のほか、事務費と合わせまして1億1,248万6,000円を追加するものでございます。財源につきましては、国からの要綱などの通知がないことから、先に説明しました住民税非課税世帯への10万円給付も含めまして全額一般財源により対応することとし、国庫による財政措置が決定次第、財源補正により対応したいと考えております。

60、61ページをお開き願います。

上段、3款2項2目保育所費は、保育所運営に係る令和2年度分の国からの給付金の精算による返還金1,056万6,000円を追加するものでございます。

下段、4款1項保健衛生費の3行目、3目予防費は、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種に係る経費について、さきの第104回臨時会で3,000万円を超える予算を計上させていただいたところでございますが、事業規模や実施方法の精査により総額で1,071万4,000円を追加するもので、財源としまして国庫支出金を合わせて953万5,000円充当するほか、雑入は町外の方への接種経費に対する関係市町村からの負担金として117万9,000円を計上するものでございます。

その下、4目母子保健費は、未熟児の養育医療費に関し、不足見込額23万円を追加するもので、財源としまして、これまでの養育医療費給付金の財源も含めて、国・県負担金をそれぞれ追加するほか、自己負担金50万7,000円を充当するものでございます。

62、63ページをお開き願います。

上段、4款2項1目塵芥処理費は、実施を予定しておりました不燃物処理場に係る地下水等調査業務及びデータ分析廃止検討業務を実施する必要がなくなったことから、合わせて390万5,000円を減額するものでございます。

その下、3目排水施設費は、チェリータウン桜場転入者等に対する合併処理浄化槽の設置者への補助金として396万5,000円を追加するものでございます。

中段、6款1項農業費の3行目、3目農業振興費の18節は、農地中間管理機構の集積協力金支払額が確定したことにより7万1,000円を追加し、財源として県補助金7万円を計上、22節は、農業次世代人材投資資金事業の給付対象者が事業を中止したことに伴う返還金及び経営転換協力金受給者が農地賃借契約を解除したことに伴う返還金、合わせて102万9,000円を追加するもの

で、財源として雑入に対象者からの返還金102万8,000円を計上するものでございます。

その下、6目畑作振興費は、18節に野菜等産地力強化支援事業補助金として285万9,000円を追加するもので、財源として県補助金142万9,000円を計上するものでございます。

64、65ページをお開き願います。

3段目、8款2項1目道路橋りょう維持費は、町道の維持補修に係る経費に不足が生じる見込みであるため、10節および13節に合わせて1,155万円を追加するものでございます。

下段、9款1項消防費の2目非常備消防費は、消防ポンプ車等の修繕料に130万円を追加、その下の3目防災費は、去る10月6日に発生した震度5弱の地震に際し、初動対応にあたった職員の時間外勤務手当等62万4,000円を追加するものでございます。

66、67ページをお開き願います。

上段、10款1項教育総務費の2目事務局費は、7節報償費に、現在検討を進めていただいております町内小・中学校の統合準備委員会の委員に対する謝礼45万9,000円を追加するほか、現在の原油価格高騰に対応するため、これから高校及び大学受験を迎える受験生の世帯を応援するため18節補助金に、1世帯当たり3万円の灯油購入支援給付金990万円及び10節、11節に給付に係る事務経費を追加するものでございます。

中段、10款2項小学校費は、学校施設の修繕及び下水道接続工事費等を合わせて270万4,000円を追加、下段の3項中学校費は、下水道接続工事費69万3,000円を追加するものでございます。

68、69ページをお開き願います。

上段、10款5項社会教育費の2行目、3目社会教育施設費は、町民図書室に図書用除菌ボックスを購入する経費として、17節備品購入費に34万4,000円を追加するものでございます。

下段、10款6項1目保健体育総務費は、各種スポーツ大会の中止に伴い、開催経費及び実行委員会等への補助金など、合わせて435万1,000円を減額するもので、特定財源の雑入は、各種スポーツ大会の参加者負担金17万1,000円を減額するものでございます。

歳出につきましてはただいま説明したもののほか、一昨日ご議決をいただきました人事委員会の勧告に伴う給与条例改正に基づく人件費の補正、特別会計の補正に伴う繰出金の補正、各種事業の決算見込みに伴う補正などを行っております。

ページを戻っていただきまして、46、47ページをお開き願います。

歳入につきまして、歳出で特定財源として説明しなかった部分について説明いたします。

上段、1款1項1目個人町民税は、今年度の当初賦課額が確定し、予算計上額を大きく上回ったことから1億210万1,000円を追加、その下の9款1項1目地方特例交付金は、交付額の確定に

伴い391万1,000円を追加するものでございます。

下段、14款2項1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が1,562万6,000円追加交付となったことから、これを計上するとともに、7款の商工費の事業者持続化支援金給付事業に充当するものでございます。

48、49ページをお開き願います。

下段、18款2項1目財政調整基金繰入金は、このたびの補正の大きなウエイトを占めます住民税非課税世帯への給付金や18歳以下への給付金など、国からの詳細が示されていない費用に対応するため、財政調整基金から2億4,296万9,000円を繰入れするもので、今後、国による財政措置が明らかになった後に補正により繰戻しをしたいと考えております。

50、51ページをお開き願います。

上段、18款2項4目地域振興基金繰入金は、令和2年度に寄付をいただきましたふるさと納税に係る地域振興基金への歳入出の差額分5,022万9,000円を追加するものでございます。

議案第107号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。工藤正孝君。

○11番（工藤正孝君） ページは62、63ページ。

4款衛生費の18節、課長ご説明の補助金、合併浄化槽設置者に396万5,000円、チェリータウン桜場といえ、たいへん好評な分譲だったわけですが、そこに対する合併浄化槽を設置。新しい分譲地に新しい家を建てて、合併浄化槽とするとちょっとだけ残念なような気がします。104号からちょうど踏切を越えて、県道整備も終わったと思います。今後、この地区の下水道整備とかという予定といますか、進捗予定ってものがあったら教えて。

○議長（夏堀文孝君） 建設課長。

○建設課長（松橋悟君） ただいまのご質問にお答えいたします。

大きく剣吉地区の汚水処理についてですが、汚水処理構想の中では、合併以前は剣吉地区のところも公共下水ということで計画されていた時期がありました。その後、農業集落排水事業でという排水処理に移行しようかという時期もありましたが、あまりにも下水道事業に対する経費が

かさみすぎると、多くの処理場が今から30年ほど前であれば農業集落排水処理場ということで、農水省管轄の汚水処理として、小さな集落単位ということで処理場が結構な数で出てきました。今となってみると、だいぶ、その処理場の維持管理する経費について経費がかさんでくるということで、なかなか新たな集合処理という言い方の下水道処理なんですけど着工しづらいような状況が続いております。汚水処理につきましては、新しい家に限らず、従来からの住宅もそうですが、合併処理浄化槽を設置するということはその地域の水処理の環境が良くなりますので、そこについては、具体的に集合処理下水道事業に着手していない地域につきましては、合併処理浄化槽で当面对応しているという考えでございます。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） ほかに。西野耕太郎君。

○7番（西野耕太郎君） ページは58ページです。

3款2項1目の児童福祉総務費の18節負担金補助の約1億1,000万円ですけれども、町長が説明したときには、5万円については年内、12月いっぱい現金で給付するという話だったんですけど、それから、クーポンについてはその後ということだけでもそれでいいのかどうか。

もう一つは、63ページです。

4款衛生費の2項、1目の塵芥処理費です。この12節の委託料ですけれども390万5,000円、不燃物処理場地下水等調査業務等、ここに2つあるんだけど、275万円と115万5,000円ですか、これ、たぶん福地地区のことだと思うんだけど、ここはこれで終わりになるのかどうかですね、何回か私聞いてるんだけど、また再調査とかなんとかってここ何年かしたらするのか。今、これ減額したんだけど、これでもう処理が終わったという考え方でいいのかどうか、この2つお聞きします。

○議長（夏堀文孝君） 健康こども課長。

○健康こども課長（野月正治君） 西野耕太郎議員の最初の質問にお答えします。

ページ、59ページになります。今回、補正するものに関しましては、年内に支給されるとされている最初の現金の5万分の給付と、それに係る経費でございます。後の給付と言われておりますクーポンにつきましては、決まりましたら、また予算をとるということで進めております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 住民生活課長。

○住民生活課長（石橋一史君） ただいまご質問のありました、4款衛生費、塵芥処理費の12節委託料についてですが、こちらは福地不燃物処理場閉鎖に伴う委託事業となっております、ガスや地下水の状況などの調査を行っておりましたが、昨年度末の数値が基準値以内であったため、閉鎖に向けた手続を行いました。今年度、4月8日付で最終処分場の廃止確認の通知を受けまして、現在は処理場ではなく山林ということになってございます。県の官報で廃棄物が地下にある土地に区域指定されております。今後の調査につきましては、現時点では予定しておりませんので、今年度計上しております委託料につきまして、今回減額させていただいたものでございます。

以上になります。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。八木田憲司君。

○9番（八木田憲司君） 46ページですね、1款1項1目個人の町民税がですね、補正で1億200万ほど増えております。この要因について中身ちょっともう少し詳しく説明いただければと思います。

○議長（夏堀文孝君） 税務課長。

○税務課長（下井田耕一君） ただいまのご質問についてでございますが、まず、令和3年度当初予算の積算についてであります。前年度の課税実績を基本としまして、そこに総務省から示される地方財政計画または地方税収入見込みなど、増減率をもちまして積算したものでございます。ご存知のとおり令和3年度につきましては、新型コロナウイルスの影響を勘案しまして、総務省からの伸び率等の数値が大きく低下したこと、また、徴収率につきましては、経済の見通しもどくなるか判断できない前例のない状況でありましたので、リーマンショック時の数値等、推移等を参考としながら、歳入欠陥とならないように積算を行ったものであります。今回のような広域でまん延する深刻な伝染病の流行が発生している状況下での税収見積りは初めてで

ありましたので、多く減額しすぎたところがあったと思います。コロナ禍はまだ継続している状況でありますので、今後におきましては、今回の例を参考に税収について適正な見積りに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 62ページです。

林業振興費についてお伺いします。森林・山村多面的機能発揮対策、これはどういう作業についてついた予算でしょうか。

○議長（夏堀文孝君） 農林課長。

○農林課参事（東野成人君） この事業につきましては、里山をNPOとか地域住民の方と一緒に整備するという事業でございます。対象地区は相内地区の山林ですね、ここを対象としております。あいない森のCOクリーションという団体を作りまして整備をしております。交付団体は青森県里山協議会のほうに町は補助金を出しております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） そうしますとですね、財産区の山の手入れってあるわけですよね。切り払いとかとか年に3回、4回やってる。うちの地区はそんな感じでやっていますが、どこの財産区であっても運営に対してはすごく厳しい状況だとは思うんです。そうすると、そういった活動に対してもこの事業ってのは適用になるんでしょうか。どうなんでしょう。

○議長（夏堀文孝君） 農林課長。

○農林課参事（東野成人君） この事業につきましては、里山の整備という観点から交付の対象になってるものでございます。川守田稔議員がおっしゃいました財産区等の山林の整備につきましては、従来どおり、その森林組合等の山林整備等の事業を活用しながら実施していくものと思

います。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） それでは伺います。里山と財産区どこが違うんでしょうか。

○議長（夏堀文孝君） 農林課長。

○農林課参事（東野成人君） 里山につきましては地域住民が親しみやすい環境整備をすると。ただいまの相内地区のクリエーションにつきましては、相内地区で松茸がですね、取れるということで、地域の財産ですね、そういう環境に適した整備を実施するという要件で補助金を対象にしているものでございます。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第107号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第107号は原案のとおり可決されました。

○議長（夏堀文孝君） ここで、11時10分まで休憩します。

（午前10時56分）

---

○議長（夏堀文孝君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午前11時10分）

---

◎議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第7、議案第108号「令和3年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（北上隆広君） それでは、議案第108号「令和3年度南部町農林漁業体験実習館特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

議案書の75ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ70万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,517万1,000円とするものでございます。

それでは、先に歳出をご説明申し上げますので、84、85ページをお開きください。

今回の補正予算は人件費の整理でございまして、1款1項1目管理運営費の4節共済費は、各種共済費負担率の上昇に伴うものでございます。また、18節負担金補助及び交付金は、不要額を整理したものでございまして、歳出の補正額合計は70万円の減額となるものでございます。

それでは、歳入につきましてご説明申し上げます。

議案書の82、83ページをお開きください。

3款1項1目一般会計繰入金を70万円減額するものでございます。

議案第108号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
議案第108号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。  
議案第108号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第8、議案第109号「令和3年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（野月正治君） 議案書の87ページをお開き願います。

議案第109号「令和3年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ373万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,816万6,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

96、97ページをお開きください。

8款1項3目償還金でございますが、令和2年度の保険給付費等交付金返還金の確定によりまして373万8,000円を増額するものです。

続きまして歳入をご説明申し上げます。

94、95ページにお戻りください。

上段の5款1項1目一般会計繰入金でございますが、普通交付税への算入分を国保会計に繰り入れるもので、その額の確定に伴い279万8,000円を増額するものでございます。2段目の5款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、財源の不足分を国保特別会計の財政調整基金から繰り入れるものでございますが、3段目の7款2項5目雑入の令和3年2月診療分普通交付金の返還金の確定により324万円の増、及び歳出総額に応じて2段目の財政調整基金からの繰入金を230万円減額するものでございます。

以上で議案第109号の説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第109号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第109号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第9、議案第110号「令和3年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 議案書の99ページをお開き願います。

議案第110号「令和3年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出の予算の総額から919万1,000円を減額し、保険事業勘定の予算の総額を29億8,023万6,000円とし、また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に48万2,000円を追加し、介護サービス事業勘定の予算の総額を538万9,000円とするものでございます。

初めに、保健事業勘定からご説明いたしますので、110、111ページをお開き願います。

歳出の主なものにつきましてご説明いたします。

1款総務費であります。世界的な半導体不足により、更新を予定していた介護保険システム機器の納入が年度内に見込めないことから、委託料及び備品購入費合わせて1,078万9,000円を減額するものでございます。

1段飛びまして、3款1項介護予防・生活支援サービス事業費であります。要支援1、要支援2の方が利用できる通所型サービスの利用件数増加に伴い116万7,000円を増額するもので、特定財源として国庫補助金、県補助金、支払基金交付金合わせて75万3,000円を計上しております。

112、113ページをお開き願います。

3款3項4目任意事業費であります。成年後見人等報酬助成事業の助成額に不足を生じたことから8万円を増額するもので、特定財源として国庫補助金、県補助金合わせて4万6,000円を計上しております。

その下の6目生活支援体制整備事業費であります。健康に関する講話や運動など、無料で配信されている動画などを通いの場においてオンラインで視聴できるようにするために11節役務費として1万5,000円、17節備品購入費になりますが、プロジェクターとスクリーンの購入経費として11万1,000円を増額するもので、特定財源として国庫補助金、県補助金合わせて7万2,000円を計上しております。

下段、6款1項2目償還金2万5,000円ありますが、過年度分の介護保険給付費につきまして国及び県へ返還するものであります。

ページを戻って106、107ページをお開き願います。

3款1項国庫負担金ありますが、過年度分の介護給付費の精査に伴い、国から2万3,000円ほど、追加交付になるものであります。

その下の3款2項から5款までは、特定財源として充当されるものとして歳出でご説明申し上げ

げたとおりでございます。

下段、7款1項1目一般会計繰入金であります。歳出でご説明しましたとおり、介護保険システムの機器更新費用の減額及び、ページが108、109ページになりますが、地域支援事業費の増額に伴い、各節を増額または減額するものでございます。

中段、7款2項事業勘定繰入金であります。この後ご説明いたします介護サービス事業勘定からの繰入金でございます。

下段、7款3項1目介護給付費準備基金繰入金でございます。35万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定についてご説明いたしますので、120、121ページをお開き願います。

こちらは、まず歳入のほうからご説明させていただきます。

1款1項1目介護予防支援事業費であります。地域包括支援センターで作成する要支援1、要支援2の方の介護予防サービス計画費収入ですけれども、計画作成件数の増加に伴い48万2,000円を増額するものでございます。

122、123ページをお開き願います。

歳出についてご説明いたします。

1款1項1目介護予防支援事業費であります。12節委託料は、要支援1、要支援2の方の介護予防サービスの利用件数の増加に伴い、ケアプランの作成委託料として43万7,000円を増額するものでございます。27節繰出金であります。歳入の補正額48万2,000円から、先ほどの歳出の12節委託料43万7,000円を差し引いた4万5,000円につきまして、保険事業勘定へ繰り出すものでございます。

議案第110号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第110号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第110号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第10、議案第111号「令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（野月正治君） 議案書の125ページをお開き願います。

議案第111号「令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ822万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,239万9,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

134、135ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料負担金の確定により822万4,000円を増額するものでございます。なお、この負担金の増額は、過年度において、広域連合決算と市町村決算との差額を解消するもので、令和4年3月に構成市町村に対し請求予定となっているものです。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

132、133ページにお戻りください。

3款1項1目一般会計繰入金につきましては、当該事務に要する費用に充てるため、一般会計

から繰り入れるものですが、歳出の増額による財源の不足分822万4,000円を増額するものがございます。

以上で議案第111号の説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第111号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第111号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第11、議案第112号「令和3年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。医療センター事務長。

○医療センター事務長（岩間雅之君） 議案書の137ページをお開き願います。

議案第112号「令和3年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

第2条でございます。予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額にそれぞれ

2,227万7,000円を追加し、収益的収入及び収益的支出の予定額をそれぞれ12億1,014万9,000円とするものでございます。

142ページをお開き願います。

令和3年度南部町病院事業会計補正予算説明書によりご説明申し上げます。

ページ上段の収益的収入でございます。1款1項3目その他医業収益に、新型コロナウイルスワクチン集団接種費の追加加算等がございましたので2,227万7,000円を追加するものであります。この追加加算でございますが、当初、新型コロナウイルスワクチン接種は9月末までに終了する予定でありましたが、11月末までに延長されたことや、接種者の利便性を考慮し土曜日に接種を行いました。休日加算がついたこと、さらに、5月、6月、7月の1週間に150人以上の高齢者にワクチン接種した場合の加算がありましたので追加するものでございます。

その下の収益的支出でございますが、1款1項1目給与費に、医師、医療技術員、看護師等の特殊勤務手当といたしまして1,897万7,000円を増額し、その下の3目経費には、新型コロナウイルス感染症の第6波に対応するための院内修繕費といたしまして330万円を増額するものでございます。

以上で議案第112号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） ページは140ページですね、貸借対照表のところでお聞きします。

機械備品で当初予算より3,000万くらい、ここで備品を購入したことになってますけれども、減価償却費の金額はかえない、これ一括で、もう処理したっていうこと、それとも減価償却費の対象にならない物を買って揃えたということですかそこだけ確認します。

○議長（夏堀文孝君） 医療センター事務長。

○医療センター事務長（岩間雅之君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

この購入した備品につきましては、今年度につきましては耳鼻咽喉科の開設につきましたという備品と、それから、金額の高額な医療機器等もございましたが、その他の少額な備品等もございましたのでそういうことについて計上しているものでございます。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 中館文雄君。

○10番（中館文雄君） そうすれば、減価償却費の対象にならない備品だったという判断でこの数字はかえてないってことですか。そこだけの確認します。

○議長（夏堀文孝君） 医療センター事務長。

○医療センター事務長（岩間雅之君） 中館議員の申されたとおり、減価償却に伴わないそういう少額な備品もございますということでございます。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第112号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第112号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第12、議案第113号「令和3年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（馬場均君） 議案書の143ページをお開き願います。

議案第113号「令和3年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

148、149ページをお開き願います。

主な補正要因は、県人事委員会勧告等による人件費を減額し、24節積立金に915万5,000円、26節公課費、消費税に162万6,000円をそれぞれ追加するものでございます。

145ページにお戻り願います。

歳出予算について、市場費の予算組替えを行い、歳入歳出予算の総額を補正前と同額である32億4,916万6,000円とするものでございます。

以上で議案第113号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第113号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第113号は原案のとおり可決されました。

---

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第13、発議第3号「特別委員会の設置について」を議題とします。  
提出者の説明を求めます。沼畑俊一君。

（13番 沼畑俊一君 登壇）

○13番（沼畑俊一君） ただいま議題に供されました発議第3号「特別委員会の設置について」の提案理由をご説明いたします。

近年、地方議会の果たす役割や責任はこれまで以上に重要性を増しており、議会活動の充実・強化を図るとともに、情報の公開、透明性の向上を図ることが一層求められております。

南部町議会では、令和元年12月から「議会改革推進特別委員会」を設置し、タブレット端末の導入や政治倫理条例の制定など、議会改革を進めてまいりました。

今後も議会力向上のため、課題を共有し、改革が必要な事項を整理して取り組んでいきたいと考えております。

議会改革推進特別委員会は「一般質問における一問一答方式及び反問権の検討」、「議会活動や議会広報活動のICT化に関すること」などを検討事項とし、設置する期間は令和5年9月までとしております。

以上で提案理由の説明といたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

発議第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました議会改革推進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長から指名したいと思います。

議会改革推進特別委員会委員に

1番 工藤 愛 君	2番 松本 啓吾 君
3番 久保利 樹 君	5番 坂本 典男 君
8番 山田 賢司 君	

以上、5名の議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

ただいま指名しました5名を議会改革推進特別委員会委員に選任することに決定しました。

なお、議会改革推進特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

ここで、委員長及び副委員長の互選を行うため、本席から口頭をもって議会改革推進特別委員会を招集します。

この際、議会改革特別推進委員会開催のため、暫時休憩します。

(午前11時38分)

○議長(夏堀文孝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時46分)

○議長(夏堀文孝君) ただいま議会改革推進特別委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果をご報告します。

議会改革推進特別委員会委員長に松本啓吾君、副委員長に坂本典男君です。

---

#### ◎常任委員会報告

○議長（夏堀文孝君） 日程第14「常任委員会報告」を議題とします。

本件はお手元に配付しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

---

#### ◎委員会の閉会中の継続調査及び審査の件

○議長（夏堀文孝君） 日程第15「委員会の閉会中の継続調査及び審査の件」を議題とします。

本件は配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により常任委員長から閉会中の継続調査及び審査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査及び審査をすることに決定しました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（夏堀文孝君） お諮りします。

本日、町長から、議案第114号「南部町大字下名久井字田端外17字財産区管理会委員の選任について」の議案1件が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第114号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで、会議資料配付のため、暫時休憩とします。

（午前11時48分）

○議長（夏堀文孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前11時49分）

◎町長追加提出議案提案理由の説明

○議長（夏堀文孝君） 追加日程第1「町長追加提出議案提案理由の説明」を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、本日追加提案いたしました議案1件につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第114号「南部町大字下名久井字田端外17字財産区管理会委員の選任について」であります。管理会委員の任期が令和3年12月24日で満了することに伴い、後任の委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

委員として選任する方は、いずれも再任の方でありまして、住所、南部町大字下名久井字●●

●番地●、氏名、田中省平氏、昭和●●年●●月●●日生まれ。同じく、南部町大字下名久井字●●●番地、氏名、工藤義人氏、昭和●●年●●月●●日生まれ。同じく、住所、南部町大字下名久井字●●●番地●、氏名、工藤忠治氏、昭和●●年●●月●●日生まれ。同じく、住所、南部町大字下名久井字●●●番地●、氏名、高森隆源氏、昭和●●年●●月●●日生まれ。同じく、住所、大字下名久井字●●●番地●、氏名、根市良典氏、昭和●●年●●月●●日生まれ。同じく、住所、南部町大字下名久井字●●●番地●、氏名、松村純一氏、昭和●●年●●月●●日生まれ、以上の6名であります。

就任をお願いする方々は、優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者として認め選任いたしたくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和3年12月25日から令和7年12月24日までの4年間であります。

以上、追加提案理由の説明といたしますので、慎重審議の上、何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（夏堀文孝君） 町長追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

---

◎議案第114号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 追加日程第2、議案第114号「南部町大字下名久井字田端外17字財産区管理会委員の選任について」を議題とします。

本件について、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第114号を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第114号は原案のとおり同意されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長(夏堀文孝君) 以上で、本定例会に付議されました事件は全部終了しました。

ここで、閉会に当たり、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) 議員の皆さま、また、傍聴いただきました商工会女性部の皆さま、長時間ご苦勞様でございました。ありがとうございます。

それでは、第105回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、11月29日から本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

追加提案いたしました人事案件も含め、全ての案件につきまして慎重審議をいただき、ご議決、ご同意を賜りましたことに対し、心から御礼を申し上げます。

さて、私も間もなく4年間の任期の満了を迎えることとなります。ここで、在任中を振り返り、私の町政運営の総括を申し述べさせていただきたいと存じます。

平成30年1月に行われました前回の町長選挙に際しまして、私は「常に町民の皆様と共に みんなが主役 共に創ろう南部町」を選挙公約に掲げ、議員各位並びに町民の皆様から心温まる励ましとご支援をいただき、4期目の町政運営の重責を担わせていただくこととなりました。

その選挙公約では、「保健・医療・福祉・介護の充実」、「農業・商業・工業・観光の振興」、「教育・子育ての充実」、「生活環境の整備」、「行財政改革の推進」という、5つの大きな柱を掲げるとともに、特に力を注ぐべき政策として、「子育て支援の推進」、「新庁舎建設」、「若者定住の実現」、「馬淵川整備の早期完成」を掲げ、重点的に取り組むことをお約束したところでありました。

この4年間、まずは、「子育て支援の推進」では、小・中学校の給食費の無償化、各種予防接種費用の助成、修学資金の貸付けを継続するとともに、医療費の無料化を高校生にまで拡充いたしました。

また、子育てに関する相談に総合的に対応する子育て世代包括支援センター「ぴよすく」を設置したほか、国の保育料無償化施策の対象外である0歳から2歳児の保護者を対象に、毎月5,000円分の子育て用品の購入を支援する子育て用品助成券「ぴよすく一ぽん」の支給を開始したことにより、0歳から大学を卒業するまで、切れ目のない手厚い支援を可能としたところでもあります。

さらに、先ほど、議員各位のご理解をいただき、一般会計補正予算をご議決いただきましたことにより、18歳以下の子供に対する給付金について、町独自に、所得制限を設けずに給付することが可能となりましたことに、心から感謝を申し上げる次第であります。

次に、「新庁舎建設」では、議員各位並びに町民の皆様のご理解を賜り、基本理念に「質の高い行政サービスを提供できる高齢者から子どもまで誰もが安心して集うまちづくりの拠点」を掲げ、計画どおりに工事を進めることができました。

つい一昨日も中学生の生徒さんが、3階のロビーで、3人で勉強していた姿を拝見し、大変うれしく思いました。

おかげさまをもちまして、本年、8月2日に執務を開始したところであり、引き続き、職員一丸となってきめ細やかな行政サービスの提供に努めてまいり所存であります。

次に、「若者定住の実現」では、本定例会の一般質問でもお答え申し上げましたとおり、分譲した全区画を完売した「チェリータウン桜場」について、ご購入いただいた方の約85%が、30代以下の子育て世代であるとのことから、単に分譲価格が安価であっただけではなく、子育てに優しい町・南部町が町内外に浸透し、その相乗効果により若者世代の定住に一定の成果を上げることができたものと考えているところであります。

また、農業所得・収益性の向上や、担い手の育成などの施策を充実し、新規就農者の確保を図るとともに、創業支援事業などにより新規開業者の確保にも取り組んできたところであります。

次に、「馬淵川整備の早期完成」では、私自身、馬淵川とともに生きる期成同盟会の会長とし

て先頭に立ち、国や県への強力な働きかけを継続しております。

現在、青森県が実施しております「馬淵川広域河川改修事業」では、すでに、大向地区の堤防が完成し、門前地区では堤防の一部が完成し、工事を継続しております。また、三戸駅前地区では用地買収が進められており、買収が済み次第、工事に着手する予定であるとのことをごさいます。今月には、夏堀議長と一緒に、また、国交省、国会議員の皆様にも、要望活動に行く予定としております。

そして、今任期中における最も印象深い出来事は、何といたしましても「新型コロナウイルス感染症」への対応であります。

未知のウイルスに対する町民の皆様への不安を解消するとともに、当町の社会経済に与える影響を見極め、町民の皆様へいち早く安心をお届けしたく、議員各位のご理解をいただきながら、「今困っている人を、今すぐ支援する」という思いのもと、他の市町村に先駆けて町独自の経済対策事業を展開してまいりました。

昨年度、第1弾の飲食業者の緊急対策支援金に始まり、第2弾では緊急対策支援金の全業種への拡大、アルバイト学生の支援及び国民健康保険税の特別減税、第3弾では農畜産業先行型持続化給付金、第4弾では大学生等を持つ親等への支援金及び異なる業種や新たな営業形態へと挑戦する商工業者への補助金、そして、第5弾の新型コロナ経済対策特別プレミアム商品券発行事業及びふるさと南部からのエール便に至るまで、積極果敢に、かつ、矢継ぎ早に支援をお届けしてまいりました。

今年度は、これに加えまして、商工業者感染症対策備品購入等補助金、米価下落緊急対策支援金及び低所得者等の生活を応援する特別プレミアム商品券の交付と、支援の拡充を図ったところであります。

さらに、本定例会においては、予算の可決をいただきまして、いち早く非課税世帯への給付金、また、18歳以下の子供世帯への一律給付金支給、また、受験生をもつ世帯への灯油代支給の予算を可決いただきましたので、年内に間違いなく給付できるように、すでに準備に入っているところでございます。

また、本定例会冒頭のあいさつでもお伝えいたしましたとおり、新型コロナウイルスワクチンの接種体制にも万全を期し、当町の2回目接種率は90%を超え、12月7日からは医療従事者等に対する3回目の接種を開始する予定としております。

約2年にわたり新型コロナの影響が長期化している中であっても、必要な時に必要な対策を講じることで、町民の皆様へ安心をお届けすることができましたこと、また、私が公約に掲げた事

業を順調に実施出来たことは、議員各位並びに町民の皆様のご理解と、絶大なるご支援、ご協力の賜であると改めて感謝申し上げる次第でございます。

今回の一般質問で山田議員からもコロナに対する経済対策効果の質問等ありました。今、県のほうでも人数規制はかかってございません。2週間ほど青森県内も感染者がゼロ、入院患者ゼロ、自宅療養者ゼロ、当町はもうそれ以前から感染者ないわけですし、特に南部町においては、人数制限を設けていない、そういう中で、当然、集まる人数のスペースは考えていただきながら、十分、従来どおりの3密は気を付けていただいて、そして、できるだけ地元で、議員の皆様方も経済効果につながるようにしていただきたいと思っております。ただ、3町でスタンプラリーもやっていますので、その関係からみますと、隣の三戸町さん、田子町さん、当然、そういう3町での取り組みもしておりますので、そういう会食も必要だと思っておりますし、中にはどうしても買い物に行って、八戸で会食ということも当然あるわけでございまして、南部町だけではないということではなく、ただ、できる限りは地元の経済向上のためにぜひ地元を活用していただきたいと思っております。

私は、第103回定例会におきまして、年明けの町長選挙に立候補することを表明させていただきました。改めまして「初心忘るべからず」の精神のもと、常にキャッチボール対話で町民の皆様と共にさらに前進する南部町を築いてまいりたいと考えております。

私たちの南部町は「2021年 街の住みこちランキング」で県内40市町村のうち第9位を獲得するなど、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力のおかげで、より良いまちに成長し続けておりますが、まだまだ重要課題も残されております。

引き続き、新型コロナ対策とワクチン追加接種に万全を期すとともに、小中学校の統廃合、福地地区における格安分譲団地の整備、南部地区町営住宅の整備、名川地区のほ場整備等々、取り組ませていただくほか、町民の皆様にご心から安全安心を実感いただくため、馬淵川整備の早期完成など、これからの課題一つひとつの解決に向けて、常に町民のために誠心誠意取り組んでまいり所存でありますので、議員各位におかれましては、引き続きご指導・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。本定例会のお礼のごあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（夏堀文孝君） 私からも一言ご挨拶を申し上げます。

去る、11月29日から本日までの3日間、議員各位におかれましてはご熱心に審議を賜り、条例の制定並びに令和3年度各会計補正予算など、多岐にわたる議案の成立がなされましたことを、

議長として厚く御礼申し上げます。

また、議事の進行に各位のご協力を得ましたことを重ねて御礼申し上げます。

なお、理事者各位におかれましては、審議の過程において表明されました議員各位の意見並びに要望を十分に尊重し、執行に当たって周到なる注意を払われ、今後の施策のうえに反映されますことを、強く要望する次第であります。

今年は、新型コロナウイルス感染症防止対策を施しての各行事・イベントなどの開催や、支援事業等が行われ、少しずつ、かつての日常を取り戻しつつあると思っております。まだまだ、予断を許さない状況ではありますが、来年は明るい年になりますよう心から願うものでございます。

皆様におかれましては、今年も残り少なくなりました。今後ますますご健勝で南部町発展のために、格段のご尽力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、甚だ簡単でありますがお礼のあいさつと代えさせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） これをもちまして、第105回南部町議会定例会を閉会します。

（午後0時09分）

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長            夏堀文孝

署名議員            滝田勉

署名議員            坂本典男